



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	SNS 時代における引用の判断の変容？ : 2022年1月1日～2024年9月30日における著作権法32条1項の裁判例の検討
Author(s)	平澤, 卓人
Citation	知的財産法政策学研究, 70, 301-346
Issue Date	2025-06
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/95526">https://hdl.handle.net/2115/95526</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	70-07_Hirasawa.pdf



# SNS 時代における引用の判断の変容？ —2022 年 1 月 1 日～2024 年 9 月 30 日における 著作権法 32 条 1 項の裁判例の検討

平 澤 卓 人

## 第 1 はじめに

著作権法 32 条 1 項の引用の判断方法について、以前の裁判例は、最判昭和 55.3.28 民集 34 卷 3 号 244 頁[パロディ第一次上告審]の定立した①明瞭区別性、②主従関係（「附従性」とも呼ばれる）の二要件で判断するものが多かった。これに対し、近年の裁判例には、諸要素の総合考慮によって「目的上正当な範囲内」であるか、及び「公正な慣行に合致」しているかを判断するもの（総合考慮説）、二要件を「引用」に該当する前提と解したうえで、別途「公正な慣行に合致」しているか「目的上正当な範囲内」なのかを検討するもの（新二要件説）も登場し、現在まで統一されていない状況が続いている。

他方で、結論に着目すると、著作権法 32 条 1 項の適用が争われた裁判例の総数から見ると、適法な引用と認めたものは少数にとどまっていた<sup>1</sup>。

このような状況において、筆者は、引用に関する重要な裁判例である知財高判平成 22.10.13 判時 2092 号 135 頁[美術鑑定書 I 控訴審]以降 2021

---

<sup>1</sup> 柔軟な判断枠組みを示した後掲知財高判[美術鑑定書 I 控訴審]以降も、引用規定により侵害が否定される判決が増えていなかった点につき、村井麻衣子「フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論(5)－日本著作権法の制限規定に対する示唆」知的財産法政策学研究 49 号(2017)111 頁。

年までの裁判例について検討を行い、別稿において公表した<sup>2</sup>。なお、この約10年の期間において適法な引用と認めた判決(公刊されているもの)は、前掲知財高判[美術鑑定書I控訴審]を含め11件であった<sup>3</sup>。

ところが、2022年以降、引用に関する裁判例に新たな傾向が見られる。

裁判例の引用の判断の枠組みは、総合考慮説を採用するものが多いものの、この点は従来と大きくは変わっていない。しかし、結論を見ると、2022年からの約3年の間に、適法な引用と認める裁判例が少なくとも20件登場している<sup>4</sup>。特に、ツイッター(現X)での著作物の利用の事案において、

---

<sup>2</sup> 平澤卓人「美術鑑定書判決以降における引用の裁判例に関する総合的研究」田村善之編『知財とパブリック・ドメイン 第2巻：著作権法篇』(2023、勁草書房)289頁。

<sup>3</sup> West Lawの検索による(当時)。①前掲知財高判[美術鑑定書I控訴審]、②東京地判平成23.4.14平成22(ワ)7959[週刊誌区長選記事]、③後掲大阪地判[新おかやま国際化推進プランパンフレット]、④東京地判平成26.1.28平成25(ワ)14703[ブログ写真タリ紙掲載]、⑤後掲東京地判[美術鑑定書II]、⑥後掲東京地判[ブログ記事ウェブ配信]、⑦東京地判平成26.9.25平成25(ワ)13121[ブログ写真週刊誌掲載]、⑧後掲東京地判[ブログ記事フジテレビ放送]、⑨後掲東京地判[ブログ記事タリ紙掲載]、⑩後掲札幌地判[ペンギンパレード(発信者情報開示)一審]、⑪後掲東京地判[#KuToo一審]。

<sup>4</sup> この20件には、発信者情報開示請求訴訟において、引用にあたる可能性があるとして請求を棄却したものも含めている。また、一審判決で適法な引用と認め、控訴審判決でも適法な引用と認めた場合には2件と数えている。具体的には、①後掲東京地判[主戦場一審]、②後掲知財高判[#KuToo控訴審]、③後掲東京地判[イラストアイコンツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、④後掲東京地判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載(発信者情報開示)]、⑤後掲知財高判[主戦場控訴審]、⑥後掲知財高判[トレース指摘ツイート控訴審(発信者情報開示)]、⑦後掲東京地判[逮捕動画一審]、⑧後掲知財高判[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、⑨後掲東京地判[「声字即実相の神示」広報誌掲載一審]、⑩後掲知財高判[イラストアイコンツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、⑪後掲神戸地姫路支決[アイコン写真動画掲載仮処分]、⑫後掲知財高判[逮捕動画控訴審]、⑬後掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、⑭後掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、⑮後掲知財高判[「声字即実相の神示」広報誌掲載控訴審]、⑯後掲東京地判[仮処分申立書写真ツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、⑰後掲知財高判[仮処分申立書写真ツイッ

適法な引用と認めるものが多い。その中には、過去の裁判例の考え方では適法な引用と認めることが困難であると思われる事案も存在する。また、これらの裁判例の多くは発信者情報開示請求訴訟である。従来、同訴訟では被告側の十分な訴訟追行が期待できないこと、裁判所において権利侵害を肯定する誘因が働きやすいことが指摘されていた<sup>5</sup>。ところが、前述した適法な引用と認める 20 件の裁判例のうち 10 件が発信者情報開示訴訟におけるものである。

また、ツイッター以外の事案においても、動画や文章の利用について柔軟に適法な引用と判断しており先例的価値があると思われる裁判例がいくつか存在している。さらに、「表現の自由等の重要性」を指摘しながら広く引用を認めた判決も登場した(後掲東京地判[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載])。その一方で、写真や動画等の利用について適法な引用にあたらないとする裁判例も数多く登場している。

これらの裁判例のうち、一部の裁判例については既に検討がなされている<sup>6</sup>。もっとも、これらの研究は、上記期間における裁判例の総体を検討するものではない。裁判例の総体を検討することで、より明確に同時期における裁判例の傾向や全体像を明らかにできるものと考えられる。

そこで、本稿では、2022 年(令和 4 年)1 月 1 日から 2024 年(令和 6 年)9 月 30 日までに公開された裁判例の全体を検討対象とする。

まず、「第 2」において、同時期の裁判例を、利用された著作物の種類(言語の著作物、イラスト・漫画、写真、動画)に分類して紹介する。著作権の制限規定の解釈においては著作者に与える経済的な損害が重要な要素

---

ター掲載控訴審(発信者情報開示)]、<sup>18</sup>後掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載]、<sup>19</sup>後掲東京地判[施術画像 X 掲載(発信者情報開示)]、<sup>20</sup>後掲東京地判[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載]。

<sup>5</sup> 松井佑樹[判批]知的財産法政策学研究 56 号(2020)288-289 頁。発信者情報開示請求事件について比較的緩やかに請求が認められており、一般化に留保が必要なことを指摘するものとして、三村量一ほか「判例の動き」高林龍ほか編『年報知的財産法 2020-2021』(2020、日本評論社)117 頁(上野達弘執筆部分)。

<sup>6</sup> 谷川和幸[判批]著作権研究 49 号(2024)155 頁、泉克幸「SNS への投稿と適法引用」L&T104 号(2024)41 頁、澤田将史[判批]コピライト 749 号(2023)38 頁、山根崇邦[判批]著作権研究 50 号(2025)掲載予定など。

であると考えられるが、著作物の種類によりその利用によって被る経済的な損害は異なるため、利用される著作物の類型に着目して裁判例を整理することとした(なお、本稿では、検討対象とする上記時期の裁判例については、括弧書きで裁判体の裁判長を明示している)。

そして、「第3」において、裁判例の整理を踏まえて、この時期における裁判例の傾向全体を分析していくことにする。

## 第2 2022年以降の引用の裁判例

### 1 言語の著作物を利用するもの

まず、言語の著作物を利用した事案についての判断を見ていこう。

この類型では、ツイッター掲載のツイートをスクリーンショットして自己のツイートで掲載した事案について、適法な引用と認めた裁判例が多数登場している。

東京地判令和 4.9.15 令和 4(ワ)14375[休憩仮眠ツイートツイッター掲載(発信者情報開示)](杉浦)は、原告のツイート「私の謎／休憩・仮眠・宿泊目的について国交省は 7、8 時間寝てもそれは休憩、夜から朝まで寝ても仮眠と見解。／活動反対派は、その行為をしたら宿泊目的で車中泊はダメ！日本語や常識でわかる。国交省の Q&A に記載されている！／えっと、だからその行為や Q&A の見解を国交省は休憩仮眠と言っているのだが」に対し、投稿者が同ツイートのスクリーンショットを添付しつつ「国交省担当者が 7、8 時間寝ても良いと言ったのはあくまで『仮眠』ならばという前提で話をしたでしょ？／貴方の支持者の D さんが国交省に確認した結果、宿泊と受け取れる車中泊は一泊でもご遠慮と回答を貰ってます／宿泊目的の車中泊はご遠慮で結果は出ますので間違った情報は流さないように」と記載した事案である(／は改行を示す。以下同じ)。

判決は、添付された画像部分と本文を明瞭に区別して認識できること、添付画像は、指摘対象である原告ツイートの内容を正確に摘示することを目的として添付されたものであること、利用が必要かつ合理的な範囲内で行われたものであること、他のツイートのスクリーンショットを自己のツイートに画像として添付して投稿することで他のツイートを引用することも多くの利用者によって行われていること等を指摘して、適法な引用と認めた。

また、同判決の控訴審判決である知財高判令和 5.4.17 令和 4(ネ)10104 [休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)](東海林)は、諸要素を総合考慮する旨を述べたうえ、出所明示について「合理的と認められる方法及び程度により明示されているか否かは、実際に行われた出所表示の内容や態様、出所の表示から元の著作物にたどり着くことが可能な程度に出所を特定しているか否かを考慮して決められるべきである」としたうえで、本件では出所が明示されていると説示し、引用を認めた一審判決の判断を維持している。

そして、スクリーンショットによる他人のツイートの利用について、より限界線上の事案と思われるものについて適法なものとした知財高判令和 5.4.13 令和 4(ネ)10060[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)](本多)が登場した。同事案も、投稿者が自らのツイートに他人のツイートのスクリーンショットを添付した点は同じであるが、投稿者側のツイートの文章が「この方です(顔文字省略)」など極めて短いという特徴がある。

1

閲覧用URL	https://twitter.com/A/以下省略
ユーザー名	@A
投稿日時	2021年3月18日午後3:57 (日本標準時)
投稿内容	この方です(´・ω・`)。。  【スクリーンショット画像が添付されたツイート】 「こないだ発信者情報開示した推断信者 8 人のログインIPとタイムスタンプが開示された  NTTドコモ 2人 KDDI 3人 ソフトバンク 2人 楽天モバイル 1人  こんな内訳だった。KDDIが3人で多数派なのがあるがた い。ソフトバンクが2人いるのが分  しかし楽天モバイルは初めてだな。どんな対応するか？」

2

閲覧用URL	https://twitter.com/B/以下省略
ユーザー名	@B
投稿日時	2021年3月19日午後9:48 (日本標準時)
投稿内容	私に対してのリア 何にもしてないのにい(あ_あ)  【スクリーンショット画像が添付されたツイート】 「@B @C @D >あたかもんきやあさんがそういった 人たちと同じよう  「あたかも」じゃなくて、木村花さんを自殺に追いやったク どもと「全く同じ」だって言ってるんだよ。  結局、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している卑怯どもの クソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。」

3	閲覧用URL	https://twitter.com/B/以下省略
	ユーザー名	@B
	投稿日時	2021年3月19日午後11:01 (日本標準時)
	投稿内容	絡んだ時期に差べてみました。 暴言はいます？  【スクリーンショット画像が添付されたツイート】  「@B @C @D >あたかもんきやりあさんがそういった人たちと同じよう  「あたかも」じゃなくて、木村花さんを自殺に追いやったクソどもと「全く同じ」だって言ってるんだよ。  籍名、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している単独どものクソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。」  「去年の今頃、「@E」とかいう高校3年生の権新信者に絡まれて勝手にブロックされて「何したいんだ、このガキ？」って事が  さっき、あのガキのツイートが目に入ったんだけど受難に失敗して浪人するわ部構想は否決されるわで散々な1年だった様だ  「ざまあ」以外の感想が浮かばない(笑)  「@C アナタって僕にもう訴訟を起こされてアウトなのに全く危機感なくて心の底からバカだと思えますけど、全く心配はしません。アナタの自業自得ですから。」

4	閲覧用URL	https://twitter.com/B/以下省略
	ユーザー名	@B
	投稿日時	2021年3月21日午後8:36 (日本標準時)
	投稿内容	はい！あなたは私に暴言をはきましたが、私はあなたに暴言をやめてとしか言っていません。 具体的に教えていただいてもいいですか？  検索しても出てこないです！  絡んだ順にスクショ置きますね！ どの事でしょうか？  【スクリーンショット画像が添付されたツイート】 「去年の今頃、「@E」とかいう高校3年生の権新信者に絡まれて勝手にブロックされて「何したいんだ、このガキ？」って事が  さっき、あのガキのツイートが目に入ったんだけど受難に失敗して浪人するわ部構想は否決されるわで散々な1年だった様だ  「ざまあ」以外の感想が浮かばない(笑)」

一審判決(東京地判令和 3.12.10 令和 3(ワ)15819[同一審])は、引用ツイートによらずスクリーンショットの方法で掲載することはツイッターの規約に違反するものであり公正な慣行に合致しないこと、原告各投稿のスクリーンショット画像が主たる部分を構成することを説示し、著作権法32条1項の適用を否定した<sup>7</sup>。

これに対し、控訴審判決は、投稿者がスクリーンショットで掲載していた点について、「そもそも本件規約は本来的にはツイッター社とユーザーとの間の約定であって、その内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではない。また、他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする行為が本件規約違反に当たることも認めるに足りない。」として、この点をもって公正な慣行に合致しないものではないとした。そして、判決は「本件投稿1は、Yが、本件投稿者1及び本件投稿者1と交流のあるネット関係者間で知られている人物…を訴えている者であることを前提として、更に多数の者に関する発

<sup>7</sup> 一審判決の評釈として、小林利明[判批]ジュリスト1572号(2022)8頁、澤田将史[判批]コピライト734号(2022)31頁がある。

信者情報開示請求をしていることを知らせ、このような行動をしているYを紹介して批評する目的で行われたもの』であるとしたうえで、引用をする本文と引用される部分は明確に区分されており、引用された範囲は相当な範囲内にあるとした。これらの点から、適法な引用にあたるか、又は引用にあたる可能性があると認めている<sup>8</sup>。

この他、他人のツイートを書籍に掲載した事案について、適法な引用と認めた一審判決の結論を維持したものがある(知財高判令和4.3.29令和3(ネ)10060[#KuToo控訴審](大鷹))<sup>9</sup>。

以上のように、ツイッター上のツイートの文章を利用した事案において、裁判例はいずれも適法な引用と認めている。

他方で、ツイート以外の言語の著作物を利用した事案については、判断が分かれている。

まず、適法な引用と認めたものとして、岐阜地判令和5.12.27令和4(ワ)481・540[アドバイスブックツイッター掲載](松田)がある。

事案は、原告の弁護士が発行したアドバイスブックの表紙、1頁及び5頁～6頁の一部の画像データを添付したうえで、『『調停委員を味方につけよう! ●●●●●●●●●● 32780円 全82頁』批判を受け絶版になったが、離婚弁護士による会わせない情報商材。分量も内容も薄っぺらいが高額。貧困ビジネス。会わせられない理屈をもっともらしくこねるための実践例付き。冷静にゴネよ!ということ。』という内容の本文をツイッターに投稿し、さらに「売りたいので、タイトルは目立つように直球勝負になっています。内容は、冷静にゴネて、面会をとにかく減らす屁理屈を色々と実例を挙げて紹介しています。一応、子どもの利益を害する目的ではない、面会拒否の教唆ではない、と言い逃れできるように書いています。離婚弁護士の卑しさを全開です。」という内容をツイッターに投稿したものである。

判決は「被告ツイートは形式的に見れば二つの投稿であるが、両ツイート間の投稿日時、投稿内容に照らすと、被告ツイートを閲覧する一般の閲覧

<sup>8</sup> 結論に賛成するものとして、澤田/前掲注6・45頁参照。

<sup>9</sup> 同判決について、平澤卓人[判批]著作権研究48号(2023)225頁。同事案の一審判決についてより詳細には、同[判批]知的財産法政策学研究66号(2022)185頁。

者は、二つのツイートを併せみてその投稿の意味内容を認識し、理解するものと考えられるから、実質的に一つの投稿とみるのが相当である」としたうえで、文と画像が明瞭に区別されていること、主従関係があること、画像ファイルを添付してツイートをすることはツイッターにおける基本的機能として備えられていること、本文の記載内容から本件アドバイスブックの具体的な内容を十分に読み取ることまではできず原告に与える経済的損失は限定的であることなどを指摘し、適法な引用と認めている。

次に、東京地判令和 4. 12. 19 判時 2609 号 80 頁[「声字即実相の神示」広報誌掲載一審](中島)は、個人的広報誌への著作物の掲載を引用として適法としている。

原告は生長の家社会事業団であり、被告は宗教法人「生長の家」に長年勤務し退職した者である。被告は個人的広報誌に「生命の實相」のうち「声字即実相の神示」(しょうじそくじっそうのしんじ)を掲載し、「発刊 90 周年を迎えた『生命の實相』を讃える！」の表題と同書の由来や意義を記載し、「ところで『生命の實相』発刊 80 周年を記念して平成 24 年 1 月 1 日に発行された光明思想社の新編『生命の實相』全 65 巻の第一巻が、これまでの戦前・戦後を通じて出版された全ての『生命の實相』全集の第一巻が、〈総説編・實相編〉であったにもかかわらず、〈實相編〉を〈光明編〉に変えて発刊するという情報を聞き、大変驚きました。」など文書を記載したものである。被告は同広報誌を 500 部発行し、読者に郵送するなどして配布した。

判決は、「被告は、本件出版物において、『生長の家』の根本聖典である『生命の實相』の発刊 90 周年をたたえることを目的として、本件著作物を引用している」としたうえで、利用した著作物の量は数千頁の「生命の實相」のうち僅か 2 頁であること、著作権者の著作物は被告の本件出版物全 4 頁のうち 2 頁目の上欄半分に掲載されているにすぎないこと、被告の広報誌には「生命の實相」の発刊の経緯や根本聖典としての重要性が記載されているほか、新編「生命の實相」の構成を変えることは許容されないことなどが記載されていて、これらの記載は上記目的に沿うものであること等を指摘し、適法な引用であると認めている(知財高判令和 5. 5. 25 令和 5 (ネ) 10006[同控訴審](菅野)で控訴棄却)。引用する著作物の「発刊 90 周年をたたえることを目的」で適法な引用を認めた点は、類似する裁判例が

なく注目に値する。

他方で、ツイッターにおける言語の著作物の利用について、適法な引用にあたらなかった判決もいくつか存在する。

まず、適法な引用にあたらなかった判決として、東京地判令和 4.5.31 令和 3(ワ)4081[聖教新聞座談会記事ツイッター掲載一審(発信者情報開示)](杉浦)がある。

これは、新聞掲載の座談会の記事を「多くの真面目な会員さんを、安保法制など、公明党の政策に異を唱えただけで、査問し除名・活動停止処分等に付してきたB会長が、どの口で『多様性の尊重』『桜梅桃李』などと、ほざけるのか。」とのコメントとともに掲載したという事案である(投稿のうち 7 割近くを座談会記事が占めていた事案)。判決は、掲載の目的がB会長の言行が一致していない旨等の本文記載の批判をするにあたり、同会長が実際に「多様性の尊重」や「桜梅桃李」という言葉を用いて発言した事実を示すことにあったとしつつ、B会長の発言部分は、分量的には記事全体のうちの 14 分の 1 程度にすぎず本件座談会記事の全体を画像として添付する必要性がなかったとして、適法な引用ではないとしている(知財高判令和 5.4.26 令和 4(ネ)10080[同控訴審](大鷹)で控訴棄却)。

また、東京地判令和 4.7.7 令和 3(ワ)24416[調査のお願い文書ツイッター掲載一審(発信者情報開示)](杉浦)も適法な引用と認めなかった。

これは、「(省略)についての調査のお願い」と題する文書を「貧すれば鈍するわが業界 [1]」とのコメントとともに投稿したという事案である。判決は、その投稿の目的は必ずしも明確でなく、本件投稿は本文部分が 12 文字とごく僅かであり、本件文書の一部をそのまま複製した画像 4 つにほぼ占められていることから適法な引用に該当しないと判断している(知財高判令和 4.12.26 令和 4(ネ)10084[同控訴審](菅野)で控訴棄却)。

以上のとおり、言語の著作物を利用した事案のうち、ツイッター掲載のツイートの文章を利用した事案ではいずれも適法な引用と認められている。それ以外の事案では、書籍全体の一部の利用にとどまる事案や、經典の一部の利用にとどまる事案では、適法な引用と認められている。他方で、全体の記事を用いる必要性がないにもかかわらず記事全体を用いた事案や、利用する側のコメントが短く、掲載した文章とコメントの関係が明確でない事案では、適法な引用には該当しないと判断されている。

## 2 イラスト、漫画を利用した事案

次に、他人の創作したイラストや漫画の利用について引用が争われた裁判例を見てみよう。

まず、他人のツイートを批判するため同ツイートをスクリーンショットしてツイッターに掲載する際に、当該ツイートのプロフィール画像やアイコンが掲載された事案について、適法な引用を認めた判決が複数存在する。

東京地判令和 4. 7. 5 令和 3(ワ)14780[イラストアイコンツイッター掲載一審(発信者情報開示)](杉浦)、知財高判令和 4. 12. 26 令和 4(ネ)10083[同控訴審(発信者情報開示)](本多)は、問題となった著作物が、ツイッターのプロフィール画像に用いていた原告のイラストであった事案である<sup>10</sup>。原告の「宮島の鹿たちが、餌やり禁止によって餓死し、虐待のために命を落としていることについて、海外の方も含めて多くの人々が心を痛めています。このような現状に対して、広島県と廿日市市は人道的な対策を講じられますように。#(以下省略)」という原告ツイートについて、投稿者が「」#宮島の鹿の事はもう世界の関心事~/10年近く前からそう仰る方々がありますが、それなら何故これまで何の進展も無いのでしょうか?/本当に『世界の関心事』なのかどうか一度ご自身でご確認されてはいかがでしょうか?/#宮島」と記載し2つのツイート(うち1つは原告ツイート)のスクリーンショットを添付し、これによりアイコンのイラストが利用されたという事案についてのものである。

一審判決は、総合考量型の一般論を示したうえで、原告イラストの利用は議論の流れに沿って必要かつ合理的な範囲で行われたものとした。そして、他ツイートのスクリーンショットを自己のツイートに画像として添付して投稿することによって他のツイートを自らのツイートにおいて表示させる方法もツイッター利用者により多く行われていることから、公正な慣行に合致する範囲内にあるとした。さらに、当該利用により、

---

<sup>10</sup> このイラストは、第三者がインターネット上で公開したイラスト(少年が笑顔で犬と戯れ、傍で少女がそれを見守っている構図のイラスト)について、当該第三者の許諾を得たうえで、少年が真剣な表情でキャンパスにスケッチをし、傍で少女と犬がそれを見守っているという構図に変更するとともに色調を和らげるなどの変更を加えたものである。二次的著作物として原告を著作者とする絵画の著作物であり、原告がその著作権を有するとされている。

原告イラストの著作物としての意義ないし価値が損なわれ、又は原告が経済的な不利益を受けるなど、本件ツイートにおける引用につき、公正な慣行に合致せず、又は社会通念に照らして合理的な範囲を逸脱するものというべき具体的な事情は特段うかがわれないなどとして、適法な引用と認められた。

高裁判決も、「ユーザーは、自らのツイートの内容が当該ツイートをした時点におけるアイコンと一体的に表現主体及び表現内容を示すものとして取り扱われ得ることについても、相応の範囲で受忍すべきものであるなどとして、控訴を棄却している。

次に、知財高判令和 4.11.2 令和 4(ネ)10044[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)](本多)を検討する。この事案は、投稿者が、原告のプロフィール画像(撮影した写真の顔部分に作画を加えたもの)を含むツイートのスクリーンショットを以下のツイートに掲載したものであり、ツイート1は「X' さん(X 1' )」/DM 画像捏造してまで友人を悪人に仕立て上げるのやめてくれませんか? /捏造したところで信用の問題で誰も信じないとは思いますが /そんなクソ DM 直に送るような人でもないんですよ、あんたと違って」と記載され、ツイート2は「ちなみにX1' (X1)さんに触ると /意味不明なクソリプされたり /ツイート文章を改竄して捏造妄想作話するんで要注意だよ!」と記載されていた(それぞれのツイートの添付されていたのは別のツイートのスクリーンショット画像である)<sup>11</sup>。

判決は、「同ツイートは、控訴人X1が『DM 画像を捏造した』という行為を批判するために、控訴人X1が捏造した画像として、本件投稿画像1を合わせて示したものと推認され、本件投稿画像1を付した目的は、控訴人X1が『DM 画像を捏造』してこれをツイートした行為を批評することにあると認められる」としたうえで、「上記控訴人X1の行為を批評するために、控訴人X1のツイートに手を加えることなくそのまま示すことは、客観性が担保されているということができ、本件ツイート1の読者をして、批評の対象となったツイートが、誰の投稿によるものであるか、また、そ

<sup>11</sup> 一審判決(東京地判令和 4.3.30 令和 3(ワ)6266[同一審])は、被告らがプロバイダ責任制限法(当時)の「開示関係役務提供者」に該当しないとして請求を棄却したが、控訴審判決は「開示関係役務提供者」の要件を満たすとした。

の内容を正確に理解することができるから、批評の妥当性を検討するために資する」とした。加えて、原告のツイートそのまま示す目的を超えて当該プロフィール画像が利用されているものではないことも指摘し、批評の目的上正当な範囲内での利用であるとしている<sup>12</sup>。

この他、後述する後掲東京地判[逮捕動画一審]、後掲知財高判[同控訴審]でも、イラスト(動物の特徴をデフォルメして描いたもので、被告動画1に登場するもの)を原告動画2に利用した行為について、適法な引用と認めている。

以上のように、SNS や YouTube においてプロフィール画像やアイコンとして用いられたものについては、適法な引用と認めたものが多い。

また、アイコンやプロフィール画像以外のイラストについて適法な引用と認めたものとして、知財高判令和4.10.19判時2575号39頁[トレス指摘ツイート控訴審(発信者情報開示)](本多)がある<sup>13</sup>。

この事案は、イラストレーターである原告がトレスをしている疑惑があることを指摘するツイートにおいて、原告のイラストを掲載したものである。

1 本件ツイート1-1

閲覧用URL	https://以下省略
名前	C
ユーザー名	C'
投稿日時	2020年4月3日 午後10:30
投稿内容	これどうだろうww ゆるーくトレス? 普通にオリジナルで描いてもここまで比率が同じになるかな

2 本件ツイート1-2

閲覧用URL	https://以下省略
名前	C
ユーザー名	C'
投稿日時	2020年4月5日 午前1:31
投稿内容	この鏡餅も画像検索ですぐ出てきた。 トレス常習犯ですわ。 Bさん

<sup>12</sup> なお、判決は、公正な慣行に反するとはいえないとし、正当な範囲内で行われたとしているが、本件ツイート1及び2とも「著作権侵害が明白であるとはいえない」としており、32条の適法な引用に該当することを明示しているわけではない。また、同判決は、本件ツイート1及び2について名誉権の侵害を認めX1の発信者情報開示請求を認容している。

<sup>13</sup> 同判決の評釈として、谷川/前掲注6・155頁。

## 1 本件ツイート2-1

閲覧用URL	https://以下省略
名前	D
ユーザー名	D'
投稿日時	2020年4月7日 午後7:21
投稿内容	B様がトレースを否定するツイートをされたようです それを信じているファンの皆様 一度こちらのイラストを見て下さい これもまた、B様が描いたイラストです 横顔のイラストと比較し、画力の差に違和感を感じませんか?

## 2 本件ツイート2-2

閲覧用URL	https://以下省略
名前	D
ユーザー名	D'
投稿日時	2020年4月7日 午後7:26
投稿内容	特に横顔同士で比較してみてください 左の絵には鼻と唇の間に不自然な山があり「横顔がどうなっているか」という基本的なデッサンを理解していない方が描いたようにしか見えません B様は他のイラストでも手が描けない方です それでもトレースしていない、という主張を信じられるでしょうか

一審判決(東京地判令和 3. 12. 23 判時 2575 号 59 頁[同一審])は、ツイート 2-1 について画像を添付する必然性がなく「引用の目的上正当な範囲内で行われるもの」に該当しないと認めて発信者情報開示を認めた。他のツイートについては引用の判断はせず、ツイート 1-1、1-2 は名誉毀損により、ツイート 2-1 は同一性保持権侵害によりいずれも発信者情報開示を認めている。

これに対し、控訴審判決は、全てのツイートについて名誉毀損及び同一性保持権の権利侵害の明白性を否定するとともに、著作権侵害の主張については適法な引用と認めて、発信者情報開示を認めなかった<sup>14</sup>。すなわち、

<sup>14</sup> 同一性保持権侵害の主張について、同判決は、イラストが重ね合わされていること、イラストの一部のみが表示されていること、イラストの口の部分を囲う赤色枠を付記したことは、いずれも「やむを得ないと認められる改変」にあたるとしている。同判決が比較的寛大に著作権法 20 条 2 項 4 号を適用していることを指摘するものとして、谷川/前掲注 6・179 頁。また、同判決がツイッターの仕様による自動トリミングによる改変について「やむを得ないと認められる改変」とした点について、最判令和 2. 7. 21 民集 74 卷 7 号 1407 頁[リツイート上告審]との整合性に疑問を呈するものとして、孫友容「DX 時代における著作者人格権と著作権の役割分担論の試みーリツイート事件を契機に」吉田広志ほか編『田村善之先生還暦記念論文

イラスト掲載の目的が批評であるとしたうえで、当該利用がイラストの類似性を検証するために必要であり、文章のみで表現するよりも客観性を担保できる態様で利用されているとした。さらに、イラストの利用態様は、記事の内容を吟味するために便宜でかつ客観性を担保することができるものであること、イラストを比較検証する目的を超えて利用がされているとはいえないことなどを指摘して適法な引用と認めている<sup>15</sup>。

このように、同事案は、原告がトレースをしたことを明らかにするために当該イラストを用いる必要性が高かったように思われる。

他方で、漫画の利用について、適法な引用にあたらなかったとした判決がある。東京地判令和 4. 7. 21 令和 3(ワ)32178[漫画ツイッター掲載(発信者情報開示)](杉浦)は、ツイッターに投稿された漫画について、「この漫画家崩れに関しては wiki 付けて周知してもらった方が良いと思うよ／しかし成長しないね、絵も中身も／#a」のコメントとともに漫画のキャラクターの一部にモザイク処理をした画像を掲載した事案について、僅か 15 文字の簡単かつ概括的な感想のみであり、画像貼付の必要性がないなどとして適法な引用にあたらなかったとした。この事案は、批評のための利用であると思われるが、適法な引用と認めなかった点が興味深いところである。

また、元のイラストの内容を改変して掲載したものについて、目的上正当な範囲内で行われたとは認められないとして、適法な引用に該当しないとした大阪地判令和 6. 4. 25 令和 5(ワ)11319[おんねこ X 掲載(発信者情報開示)](松阿彌)もある。

以上のように、イラストや漫画を利用した事案のうち、SNS のアイコンやプロフィール画像については、その者のツイートを批評する際に掲載した行為を適法な引用と認める裁判例が多い。また、トレース検証のためのイラストの利用を適法とした裁判例もある。他方で、批評のための利用と思われる事案でも、付された感想が短い場合に適法な引用にあたらなかった裁判例がある。

---

集】知的財産法政策学の旅』(2023、弘文堂) 501 頁。

<sup>15</sup> 控訴審判決はトレースが真実であるという蓋然性が高いことを認定しており、この点が一審判決と結論を異にしている一因であることを指摘するものとして、谷川／前掲注 6・170 頁。

### 3 写真を利用した事案

次に、写真を利用した事案については、適法な引用にあたらなかったとした裁判例が大多数を占めているが、適法な引用と認めた裁判例もあるので、後者から紹介していく。

まず、東京地判令和 5.7.6 判時 2608 号 81 頁[仮処分申立書写真ツイッター掲載一審(発信者情報開示)](中島)、知財高判令和 5.12.13 令和 5(ネ)10082[同控訴審](東海林)は、原告がツイッターに発信者情報開示仮処分を申し立てた際の申立書等の写真を掲載していたところ、発信者がツイッターに同写真とともに「申立を行ったというツイートで掲載している画像。申し立てをしたというなら、受付印を受けた控えの画像が出てくるのかと思ったのだが。」と記載したため、原告が写真の著作権等に基づき発信者情報開示を請求した事案である<sup>16</sup>。

一審判決は、当該写真の著作物性を否定しつつ以下のように説示して適法な引用と認めた。すなわち、「本件投稿において本件写真を示すことは、批評の対象となった投稿の内容を理解するに資するものといえるから、本件写真の利用は、批評の目的上正当な範囲内で行われたものといえる」とした。そして、「…本件写真には、『債権者』として原告の氏名が記載されており、本件投稿には、『申立を行ったというツイートで掲載している画像。』と記載されていることが認められることからすれば、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を踏まえると、本件写真の撮影者は、原告であると理解されると解するのが相当である」として本件写真の出所は明らかであり、公正な慣行に合致しているとした。

また、控訴審判決は著作権法 48 条 1 項の出所明示義務について「合理的と認められる方法及び程度により明示されているか否かは、実際に行われた出所表示の内容や態様、出所の表示から元の著作物にたどり着くことが可能な程度に出所を特定しているか否かを考慮して決められるべきである」としたうえで、「本件写真は控訴人がツイッターに投稿したものであると本件投稿の閲覧者が理解可能であったといえる」として 48 条 1 項

---

<sup>16</sup> 名誉権侵害の主張について、一審判決は摘示事実が社会的評価を低下させるものではないとして請求を棄却しており、控訴審判決も同様に判断している。

の義務に違反しないと判断している<sup>17</sup>。

ただし、一審判決は、写真の著作物性を否定しており、引用の判断は傍論にとどまるものであることに注意を要する。

これに対し、より重要な判断を示したのが、東京地判令和 6.9.26 令和 5(ワ)70388[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載](中島)である。

被告はツイッターにおいて聖教新聞を題材に意見を述べることで創価学会が改善すると考え、聖教新聞記載の一部の記事(写真のみの部分を含む)をスマートフォンで撮影し、これを批評するものと読める文章を付してツイッターに掲載することを繰り返した。ただし、ツイートの本文は「今日の『寸鉄』／師弟の魂刻む『3・16』。誓願に生きる人は強し！青年よ立ち上がる時は今／師弟の魂刻む『3・16』？誓願より『世界聖教会館』定礎式の扱いが大きい不思議な新聞」と記載されたもの(投稿記事目録5)や、「最凶タッグ」しか記載されていないもの(投稿記事目録1)もあった(他の投稿記事は裁判所ホームページで公開されていない)。そこで、写真の著作権を有すると主張する創価学会が被告に対し著作権侵害による損害賠償を求めたという事案である。

#### 投稿記事目録1 掲載の写真



---

<sup>17</sup> なお、氏名表示権侵害の主張について、一審判決は、本件写真の著作者が原告であると理解されることや批評の目的、本件投稿の記載内容、掲載態様を考慮し著作権法 19 条 3 項を適用して侵害を否定している。控訴審判決は、本件投稿の内容から本件写真は控訴人がツイッターに投稿したものであると閲覧者が理解可能であったとして 19 条 3 項を適用している。19 条 3 項の他の判断も含めて、星大介「SNS 等における著作権法上の諸問題」L&T 別冊『知的財産紛争の最前線』10 号(2024) 120 頁。

投稿記事目録 5 掲載の写真



判決は、総合考慮型の基準を示したうえで、スマートフォンで撮影された上記記事には、いずれも上記批評と関連するものが含まれていること、批評をする目的でスマートフォンの写真 1 枚に写り込む限度で利用されたものであること、本件各写真の構図は総じてありふれたものであることを指摘した。加えて、上記写真に映し出された各写真が全体として不鮮明であり、その画質は粗く細部は捨象されているとし、「仮に本件各写真に創作的表現部分があったとしても、ツイッターに投稿された上記写真に映し出された本件各写真は、そのごく僅かな部分を複製するものにすぎない」とした。さらに、「原告が経済的利益を得る機会を現に失ったことを認めるに足りない」とし、本件写真の出所が聖教新聞であることは十分にうかがわれることも指摘して適法な引用と認めている。

しかも、同判決では、「被告の批評の内容が、侮辱的、揶揄的なものかどうか名誉感情侵害や名誉権侵害という法的問題で考慮されるのは格別、表現の自由等の重要性に鑑みると、引用の成否という著作権法上の法的問題において、表現の自由の保障が等しく及ぶ批評につきその内容自体の不当を直接問題とするのは相当ではな」と説示している。

確かに、本件各写真の構図がありふれたものであったこと、かつ新聞に掲載した写真をスマートフォンで撮影したもので鮮明でなかったことが認定されており、通常の写真の利用の事案と比べて著作権者の受ける経済的な不利益が小さいといえる事案であった。もっとも、ツイート本文では「最凶タグ」としか記載していないものも含めて適法な引用としている。

利用される著作物がツイッターに掲載された事案<sup>18</sup>以外で、引用する側の記載が短かったにもかかわらず適法な引用と認めた裁判例として注目される。

この他、適法な引用を認めた判断として、神戸地姫路支決令和 5. 3. 17 令和 5(ヨ)4[アイコン写真動画掲載仮処分](浅井)がある。これは、「あんなだっさい服誰が着んねん」とのダイレクト・メッセージをユーザーに送信したところ、同ユーザーが債権者のインスタグラムアカウントのアイコン写真を「おい、■！おまえやっちまったなあ！終わりだよお前の人生！」「この■ていうやつがなんて言ったと思います」「僕がね■のジャージの新作を出してましてね、…それをねこいつはあんなダサイ服誰が着んねんていう風に言ったわけよ」などのコメントとともに動画に掲載した事案について、明瞭区別性と主従関係を認めてアイコン写真の利用を適法な引用としている。同事件では、同写真は債権者の友人が撮影したことを債権者が認めているところ、債権者は構図及び構成を指定したうえで友人をして撮影させたことから自己に著作権が帰属するという主張をし、裁判所はこの点について判断をしていない。債権者のこの主張が採用される余地があるのか疑問もあり、いずれにせよ先例的価値は高くないように思える。

また、後述する後掲東京地判[主戦場一審]、後掲知財高判[同控訴審]では、原告Bのフェイスブックに投稿され公開されている写真の利用について、適法な引用にあたるとしている。この事案も、後述するように批評に近い目的での利用と考えられる。

以上のように、写真の著作物について、適法な引用と認めた裁判例は、いずれも批評の目的かそれに準じる目的があった事案のように思われる。

他方で、批評の目的と思われる事案でも、適法な引用と認めなかった裁判例がある。

大阪地判令和 5. 10. 26 令和 5(ワ)4054[モデル写真ツイッター掲載](松阿彌)は、原告がモデルを被写体とする写真を撮影し、同モデルが同写真をツイッターに掲載していたところ、投稿者が同投稿をスクリーンショッ

---

<sup>18</sup> 前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]。

トして「【代／行】彼岸花をととても潰してる...!」を付して投稿したというものである。判決は、本件投稿の大部分は画像が占め、付された文は極めて短い文であり、閲覧者は本件作品の全体を把握できるようになるなどとして引用の方法ないし態様が社会通念上合理的な範囲内のものではなく、適法な引用にあたらぬとした。

また、被写体を揶揄、中傷するためとされた写真の利用の事案も、適法な引用と認めない裁判例が多い。

例えば、東京地判令和 6.8.1 令和 5(ワ)70422[肖像写真「暇な空白チャンネル」掲載一審](杉浦)は、一般社団法人 Colabo の代表者 E の写真について、モザイク処理やイラスト等を付加したうえ、同法人を批判する動画に掲載し YouTube に投稿し、同写真を動画のサムネイルとして利用した事案を扱ったものである。判決は、「E ないし Colabo の活動に対する批判的な立場から作成されたものと理解し得るところ、本件写真を利用する必要性は必ずしも高くはないとみられる上に、通常の報道ないし批評の域を超えて、E ないし Colabo を揶揄する文脈において本件写真を利用していることがうかがわれる」などとして適法な引用にあたらぬとした(知財高判令和 7.1.30 令和 6(ネ)10065[同控訴審](宮坂)で控訴棄却)。

他にも、原告のブログ及びインスタグラムに掲載した写真を電子掲示板に掲載し「通称 X “。実際は思いっきり芋くさい面長顔のそのへんにいる凡顔おばさん。それをアプリで別人加工し盛れる自撮りが大好き。(顔に映る実像をどうやって脳内変換しているのか教えてくれw)」などと記載した事案について適法な引用にあたらぬとした東京地判令和 4.1.20 令和 3(ワ)21013[写真電子掲示板掲載(ソフトバンク発信者情報開示)](柴田)、同様の記事についての東京地判令和 4.2.24 令和 3(ワ)30966[写真投稿サイト掲載(ニフティ発信者情報開示)](田中)、原告の顔を揶揄する書き込みとともに写真(インスタグラムに掲載されたもの)を掲載していた事案で適法な引用にあたらぬとした東京地判令和 4.3.4 令和 3(ワ)21029[写真電子掲示板掲載(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ発信者情報開示)](國分)、原告の容姿を揶揄するための写真の投稿サイトへの投稿について適法な引用にあたらぬとした東京地判令和 4.3.29 令和 3(ワ)24349[写真投稿サイト掲載(KDDI 他発信者情報開示)](柴田)がある。

また、利用した写真を認識させることに主眼があると考えられる利用については、適法な引用に該当しないとされた裁判例が多い。

例えば、スカイビルの写真とともに、「ドイツ・クリスマスマーケット…を楽しんだあとはやっぱりスカイビルに登りましょう！大阪の夜景といえばココ！という方も少なく無いですよ。」との記載から始まる 8 行のコメントを付すなどしていた事案について適法な引用ではないとした東京地判令和 4. 1. 14 令和 3(ワ)20887[スカイビル等夜景写真ウェブ掲載(発信者情報開示)](柴田)、「吾妻公園ハイキング 7 月例会」と題する記事中に夜景写真を掲載し、「夜景です(ネットから借用)水道山公園。」とのキャプションを付したものなどについて、適法な引用ではないとした東京地判令和 4. 1. 19 令和 3(ワ)21245[吾妻公園等夜景写真ブログ等掲載(発信者情報開示)](中島)<sup>19</sup>、『暗峠』は更に上に『ぼくらの広場』という場所があり、こんなキレイな夜景を見ることができますとのコメントとともに当該場所の写真をウェブサイトに掲載するなどしていた事案について、適法な引用にあたらないとした東京地判令和 4. 7. 7 令和 3(ワ)21717[暗峠等夜景写真ウェブ掲載(発信者情報開示)](杉浦)、工場の夜景観賞というブームや個別の夜景の内容を分かりやすく紹介する目的で夜景の写真をブログに掲載し説明や感想を記載していた事案について適法な引用にあたらないとした東京地判令和 5. 12. 25 令和 5(ワ)70433[工場夜景写真ブログ掲載(発信者情報開示)](國分)<sup>20</sup>がある。これらの裁判例は、引用の必要性、必然性がないことを述べて引用の主張を認めないものが多い(前掲東京地判[吾妻公園等夜景写真ブログ等掲載(発信者情報開示)]、前掲東京地判[暗峠等夜景写真ウェブ掲載(発信者情報開示)]、前掲東京地判[工場夜景写真ブログ掲載(発信者情報開示)])。

この他、やや特殊であるが、東京地判令和 5. 5. 18 判時 2585 号 112 頁[たばこ販促冊子写真ウェブ掲載](中島)は、当該写真の利用許諾期間経過後に写真をウェブサイトに掲載し、解説文を記載した事案を扱ったもので

---

<sup>19</sup> 本件投稿画像 1 については、「その著作者を明記せず、別人がクレジットした画像であるかのように加工した上、原告画像 1 とは直接の関連のない文字や画像を重ねていることが認められる」として公正な慣行に合致しないとしている。

<sup>20</sup> 本件各画像を利用する必要性は乏しく、付された文章は各画像に付従するものにすぎないなどとして引用を否定している。

ある。判決は、本件ウェブページには、商業的価値が高い本件各写真がそれぞれ自体独立して鑑賞の対象となる態様で大きく掲載されており、本件各写真のデジタルデータは、無断複製防止措置がされずインターネット上に相当広く複製等されていることからすると、本件各写真の著作権者である原告に及ぼす影響も重大であるとして、適法な引用ではないとしている。

以上のように、写真を利用した事案の裁判例について見ると、多くの裁判例は引用の主張を認めていないものの、引用の主張を認めた注目すべき裁判例も登場している。このうち、引用の主張を認めたものはいずれも批評目的のものと思われるが、批評目的でも引用の主張を否定したものがある。また、当該写真の被写体を揶揄、中傷する目的と認定されたものはいずれも適法な引用ではないと判断されている。

#### 4 動画を利用した事案

動画の利用については、2022 年以前は引用の主張を認めた裁判例は見当たらなかったところ、3 件の引用の主張を認めた東京地裁の判決が登場し、うち 2 件は知財高裁で結論が維持されており、先例的な価値があると考えられる。他方で、適法な引用と認めない裁判例もいくつか存在する。

まず、東京地判令和 4. 1. 27 令和 1(ワ)16040[主戦場一審](柴田)、知財高判令和 4. 9. 28 令和 4(ネ)10024[同控訴審](東海林)を見てみよう<sup>21</sup>。

被告 F は、大学院の修士論文に代わる映像作品(従軍慰安婦に関するもの)を作成するため、原告らを含めた 30 名弱の者に取材を行い、その映像に外部の映像を加え、自身の見解を述べた卒業制作映画を作成した。被告 F は、この卒業作成映画に音楽やアニメーション、字幕等を追加し、一部を訂正し本件映画を作成した。本件映画では、原告らの映像の背景には修正主義者という意味の REVISIONISTS や否定論者という意味の DENIALISTS の文字が記載されていた。本件映画は、国際映画祭で上映され、日本各地で上映された。

本件利用映像等 1 から 3、5、6、7 は、原告 B らが YouTube に投稿した動画の一部である。本件利用映像等 4 は、原告 B のフェイスブックに投稿され公開されている写真である。これらの動画及び写真が本件映画におい

---

<sup>21</sup> 最決令和 5. 3. 30 令和 5(オ)211・令和 5(受)264[同]で上告棄却、不受理とされた。

て利用されたことが著作権侵害であると主張されている。

一審判決は、利用された各映像が他人の著作物として区別して用いられていることを指摘した。そして、「本件映画1は、…本件各利用映像等は、上記観点に関する映像等に先立って被告Fが従軍慰安婦問題について関心を持ったきっかけとなった動画やその動画を作成した人物について紹介、参照したり(本件利用映像等1から6)、取材した人物の映像を映す途中で同人の発言に関係する行動を紹介、批評したり(本件利用映像等7)する目的のために利用されたものである」と認定したうえで、各利用された各映像が当該映画において、紹介、参照、批評の目的のために区別して用いられたといえるもので、引用して利用されたといえることができるとした。そして、一審判決は、このような目的と各映像を利用することは関連性があること、利用時間は短くこれらの目的との関係で合理的な範囲で利用されたものであることを指摘し、適法な引用であると認めている。

同判決では YouTube に投稿された動画の利用を引用として認めた珍しい判決である。加えて、当該映画において、利用した当該映像自体を批評するために映像を用いた部分がある一方、単に慰安婦問題に関心を持ったきっかけとなった動画やその動画を作成した人物を紹介、参照するための動画の利用なども認めている点に特徴がある。ただし、利用されているのは、元の各動画の一部であり、その意味では著作権者の経済的な損害が相対的に小さい事案のようにも思える<sup>22</sup>。

2件目は、東京地判令和4.10.28判時2555号15頁[逮捕動画一審](中島)、知財高判令和5.3.30令和4(ネ)10118・令和5(ネ)10018[同控訴審](菅野)である。

この事案では、本訴原告(反訴被告、被疑侵害者)の YouTube に投稿した3つの動画(原告動画1～3)による本訴被告(反訴原告、著作権者)の各動画の著作権等の侵害が争点の1つとなっている。

まず、原告動画1(12分5秒)は、「これから公開させて頂く動画は私が不当逮捕された時に通りがった(原文ママ)…に撮影されモザイクやボイスチェンジ加工等無しで面白おかしくコラージュされ他動画を SNS へ掲

---

<sup>22</sup> なお、利用された部分の時間は、本件利用映像等1は42秒間とやや長い、それ以外は3秒、3秒、3秒、10秒、17秒、5秒と短い。

載され約 2 ヶ月で 230 万回も再生された動画です。」等のテロップが表示される。次に、本訴原告が逮捕された際に本訴被告が撮影し YouTube に投稿された映像(本件逮捕動画)を原告動画 1 の 2 分 43 秒頃から掲載し、背景に「当動画は…にモザイク無しで掲載された動画と同等のものをプライバシー処理した動画です。」と表示していた。そして、8 分 17 秒頃から「ご視聴頂きありがとうございます。今後、削除処理の過程や、私の行って来た事 過去の申し立て内容や進捗を公開していければと考えております。SNS 被害 ch」等のテロップが表示されるものである。

次に、原告動画 2 は、本訴被告に関する被告動画 1(人気 YouTuber である D とのコラボ動画。著作権の帰属につき争いがある)の各場面を利用しながら「私は全世界にモザイク・ボイスチェンジ無しで恥ずかしい逮捕動画を公開されたのに」、「Cさんは徹底して、顔出し、声出し NG」などのテロップ等を付したものである。被告動画 1 では D の容ぼうに被告が YouTube で用いているイラストが重ねられており、同イラストの著作権侵害が問題となった。

そして、原告動画 3 は、被告動画 2 が本訴被告が自らパチンコのホールを開設してパチンコを行い不要となった手元の現金 10 万円を募金したこと等を内容とするものであったところ、同動画の各場面を画像として掲載し、「募金箱に入れた——プライバシーや肖像権の侵害をしておいて 1 円も払わず、最後の 10 万円を募金なんて。」等というテロップを付していたものである。

これらについて、一審判決は、総合考慮型の一般論を説示したうえ、原告動画 1 について「原告は、本件逮捕動画が被告によって撮影され編集されたものであることを明記した上、本件逮捕動画を引用しているところ、原告動画 1 を投稿した目的は、被告がモザイクや音声の加工等を施さないまま、現行犯逮捕された原告の容ぼう等をそのまま晒す本件逮捕動画を YouTube に投稿したことを明らかにするためのものであり、本件逮捕動画は、その被害を明らかにするために必要な限度で利用されたものであり、他方、本件逮捕動画の引用によって被告に実質的な不利益が具体的に生じたこともうかがわれぬ」として、公正な慣行に合致するものであり、引

用の目的上正当な範囲内で行われたものであるとした<sup>23</sup>。原告動画 3 についても、「原告は、被告が現金 10 万円を募金しているのに、原告には裁判で 1 円も払わないと反論していることを表現するために、被告動画 2 が被告の動画である旨を示した上、その目的の限度で被告動画 2 の各場面を画像として引用したことが認められ、他方、上記各画像の投稿により、被告に実質的な不利益が具体的に生じたこともうかがわれないことが認められる」としている。

控訴審判決も、引用の判断については一審判決に大きな変更を加えていない<sup>24</sup>。

原告の動画の利用の目的について、一審判決は「被告がモザイクや音声の加工等を施さないまま、現行犯逮捕された原告の容ぼう等をそのまま晒す本件逮捕動画を YouTube に投稿したことを明らかにするためのもの」（原告動画 1）、「原告は、被告が現金 10 万円を募金しているのに、原告には裁判で 1 円も払わないと反論していることを表現するため」（原告動画 3）と認定している。これらの目的は批評や報道に近いものとも考えられるが、原告の著作物に対する批判というよりも原告の行動に対する批判のようにも思われる。また、原告動画 1 に掲載された本件逮捕動画は 5 分を超えるものであり、そのような長さの動画の引用を適法と認めた点でも注目される。

加えて、動画のうち画像を切り出して利用した事案について適法な引用にあたる可能性があると認めた東京地判令和 6.8.27 令和 5(ワ)70648〔施術画像 X 掲載（発信者情報開示）〕（國分）もある。これは医師である原告が施術の動画を YouTube で公開していたところ、投稿者が同動画から画像 3

---

<sup>23</sup> なお、本件動画 1 については、利用した逮捕動画について本訴原告の肖像権を侵害するものであるとの判断がなされている。肖像権侵害の判断について、中島基至「知的財産権訴訟における肖像権判例の最前線」L&T 別冊『知的財産紛争の最前線』9 号(2023)84 頁参照。

<sup>24</sup> 本訴訟では、モザイク処理や音声処理をした点が同一性保持権侵害となるかも争われたが、一審判決は著作権法 20 条 2 項 4 号の「やむを得ないと認められる改変」に該当すると判断し、控訴審判決もこれを変更しなかった。また、氏名表示権侵害については、一審判決、控訴審判決とも一部の動画について著作権法 19 条 3 項により適法としている。

枚を切り出し、施術を行う際に帽子を着用していないことを指摘する本文とともにXに投稿したというものである。

判決は、本件投稿を閲覧した者が原告チャンネルの本件動画を特定することが十分可能であるなどとして、当該利用が公正な慣行に合致したものではないと認められないとした。そして記事内容が原告の施術を批判するものであること、同指摘の可否を閲覧者に検討してもらうためには画像を示すのが簡便かつ確実であること、利用した画像の数量や態様が相当ではないと認められないこと、正当な批評の域を逸脱しているとは認められないこと等を指摘し、引用の目的上正当な範囲内で行われたものではないとは認められないとした。以上から適法な引用にあたらないと認められないとしている。

他方で、動画について引用の主張を認めない裁判例もいくつかある。

東京地判令和 4. 3. 18 令和 3(ワ)27488[検証用動画ダイジェスト(発信者情報開示)](中島)は、原告が作成して YouTube に掲載した動画を抜粋して「B'検証用動画ダイジェスト 1」などの文言を付してツイッターに投稿したうえで、別のウェブサイト記事において当該動画が特定の競馬レースと同時に撮影されたものではないとの批判を加えたという事案である。判決は、記事と独立して動画が公衆送信されていること等を理由として適法な引用と認めなかった。

東京地判令和 4. 5. 26 令和 3(ワ)34094[フランチャイズ動画ツイッター掲載(発信者情報開示)](杉浦)は、フランチャイズ店舗におけるやりとりを撮影した動画を「スタッフ 4 人平均売り上げ 100 万ないのに大丈夫かな、、、頑張っしてほしいけどこの日の売り上げ気になるw」との文章を付してツイッターに掲載した事案が問題となった。判決は、単にスタッフの人数が 4 人であることを殊更に指摘することがその趣旨の全部又は一部であるとは考えにくく、仮にそのような趣旨であるとしても、その事実の摘示のために本件動画を引用する必要性は乏しいこと、本件画像は本件記事全体の分量の過半を占めており、独立して鑑賞の対象となり得る程度の大きさであるのに対し、上記文章は短文であるとともに比較的小さな文字で掲載されていることを指摘し、引用目的との関係で社会通念に照らして合理的な範囲内のものであるということとはできないとして、適法な引用とは認めなかった。

東京地判令和 4.11.10 令和 4(ワ)11853[SNS 動画ウェブ掲載(発信者情報開示)](杉浦)は、YouTube に投稿された動画の映像をキャプチャした静止画が「今日のサブで気になったのはゴミ箱のふたあきっぱなしってのと床の裂け目かな 床だんだんひどくなってる気がする」、「ゴミ箱パンパンで開けっ放しだし、実家では切られた大根の近くにたばこが置いてあるし、パピコの顔をメガネとバンダナ具合が不潔すぎる家系ww」などのコメントとともにそれぞれスレッドに掲載されたという事案を扱ったものである。判決は、原告及びその家族を揶揄したり、攻撃対象としたりする文脈において投稿されたものと理解するのが実態に即しているなどとして、適法な引用ではないとした。

東京地判令和 4.12.14 令和 4(ワ)8410[動画キャプションツイッター掲載(発信者情報開示)](國分)は、原告が YouTube に掲載した動画のキャプション部分を一枚の静止画にまとめたものを添付し、「FF 外から失礼します。正式見解とはこの事を言ってるみたいですが、そういうことも含めてです。～仮眠とっていただくことについては・・・何処が正式な回答なのでしょうか。通達って？」とするツイートについて、元の投稿の文章の分量が多く主従関係がないことや利用の必要性もないことを指摘して、適法な引用にはあたらないとしている<sup>25</sup>。

また、東京地判令和 4.11.24 令和 3(ワ)24148[「チラシの裏」ブロッグー審](杉浦)、知財高判令和 5.7.13 令和 5(ネ)10001・10017[同控訴審](本多)は、YouTube に投稿された映像(投資家に対する事業計画のプレゼンテーションの動画)からキャプチャした静止画(各記事に 30～60 枚)をブログに掲載し、静止画に対応する本件各動画の内容を 1 行～数行程度で簡単に要約して記載し、本件各動画の閲覧者のコメントの抜粋や被告の感想を記載した事案について、適法な引用ではないとしている(最決令和 6.2.21 令和 5(オ)1804・令和 5(受)2298[同]で上告不受理)。

以上のとおり、YouTube に投稿された動画について適法な引用と認めた 3 件の裁判例があり、これらは批評や報道に近い目的での利用と考えられる。ただし、前述したように、前掲東京地判[主戦場一審]は、当該著作物を用いる必要性があったのかやや微妙な点も含んでいるようにも思われ

---

<sup>25</sup> 著作物性の判断を含めて、小泉直樹[判批]ジュリスト 1584 号(2023)8 頁。

る。これに対し、引用の主張を認めなかった裁判例のうち、前掲東京地判[「チラシの裏」ブロッグー審]は、批評ではなく当該著作物を認識させることに主眼があるものといえそうである。前掲東京地判[フランチャイズ動画ツイッター掲載(発信者情報開示)]、前掲東京地判[動画キャプションツイッター掲載(発信者情報開示)]は、批判的な利用であるものの、目的に比して過剰な著作物の利用となっていた事案であったと整理できそうである。前掲東京地判[SNS 動画ウェブ掲載(発信者情報開示)]は、利用した静止画に比してコメントが短く、批評としての実質を有していなかった事案と考えられる。

### 第3 裁判例全体の検討

#### 1 判断枠組み

以上の裁判例の検討を踏まえて、2022年1月1日から2024年9月30日全体の傾向について分析を行う。

まず、引用の判断枠組みである。従来の下級審判決では、前掲最判[パロディ第一次上告審]の定立した①明瞭区別性、②主従関係の二要件で判断するものが一定数あった。しかし、別稿で論じたように、前掲知財高判[美術鑑定書I控訴審]以降で、この二要件のみで判断する裁判例はほとんどなくなっていた(札幌地判平成30.6.15平成28(ワ)2097[ペンギンパレード一審(発信者情報開示)])<sup>26</sup>。もっとも、主従関係や明瞭区別性を判断の一要素として考慮するものは一定数存在していた<sup>27</sup>。

2022年以降も、その傾向は変わらず、純粋に明瞭区別性と主従関係の二要件のみで判断している裁判例は、前掲神戸地姫路支決[アイコン写真動画掲載仮処分]がある程度である。

さらに、前掲知財高判[逮捕動画控訴審]は「仮に、原告動画1に、本件逮捕動画との明瞭区別性、主従関係を欠く面があったとしても、そのことにより引用の相当性が否定されるものと理解すべきではない」としており、

<sup>26</sup> 澤田将史「近時の裁判例から見る引用に関する実務上の留意点」コピライト714号(2020)9頁、平澤/前掲注2・291-292頁、高瀬重富「現行著作権法下におけるパロディの許容性」吉田ほか編・前掲注14・447頁。

<sup>27</sup> 平澤/前掲注2・291-293頁。

明瞭区別性や主従関係がない場合にも適法な引用と認める可能性を指摘しており、注目される(ただし、同事案については、明瞭区別性、主従関係を欠くものとはいえないと説示している)。

これに対し、前掲東京地判[「声字即実相の神示」広報誌掲載一審]は、「原告ら主張にいう主従関係は、旧著作権法…30条1項2号にいう引用の意義を示した最高裁昭和51年(オ)第923号同55年3月28日第三小法廷判決・民集34巻3号244頁の判例法理をいうものである。そのため、原告ら主張に係る事情は、現行の著作権法32条の要件該当性の判断において、正当な範囲内か否かを判断するための一事情としては考慮され得るものの、当該一事をもって判断することは、必ずしも適切ではない」としており、前掲最判[パロディ第一次上告審]を旧法下の判決と明示的に位置付けつつ、「正当な範囲内」の一要素として考慮することを認めている。

実際にも、明瞭区別性及び主従関係の両者を考慮する判決はいくつか存在している(前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載])。このように、明瞭区別性及び主従関係は一部の裁判例の判断において考慮されているものの、これらのみによって引用の判断を決する裁判例はごく少数となっている<sup>28</sup>。

2022年以降の多くの裁判例は、「公正な慣行に合致」「目的上正当な範囲内」の文言に従い判断をしている。その中で、総合考慮型の規範を採用するものが一定数あり、おおむね①他人の著作物を利用する側の利用の目的、②その方法や態様、③利用される著作物の種類や性質、④当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを考慮することを述べている(前掲東京地判[イラストアイコンツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、前掲東京地判[逮捕動画一審]、前掲東京地判[仮処分申立書写真ツイッター掲

---

<sup>28</sup> なお、裁判例には、引用の要件として「公正な慣行に合致」「目的上正当な範囲内」の要件とは別に「引用に該当すること」を挙げ、同要件において明瞭区別性、主従関係を考慮するいわゆる新二要件説を採用するものが東京地裁で現れていた(東京地判令和3.4.14判時2516号98頁[懲戒請求書一審]、東京地判令和3.5.26令和2(ワ)19531[#KuToo一審])。2022年(令和4年)以降では、新二要件説を採用した一審判決を維持したもの(前掲知財高判[同控訴審])がある以外には、この説を採用したものは見当たらない。

載一審(発信者情報開示)、前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載]、前掲東京地判[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載]。これらの考慮要素は、前掲知財高判[美術鑑定書 I 控訴審]とほぼ同じである。他方で、判断枠組みを説示しない裁判例も多い。

そして、これらの要素のうち、著作権者に与える経済的な影響を明示的に考慮する裁判例が増えており、被引用著作物がインターネット上に公開されていた事案を中心に著作権者に与える影響が小さいことを引用を肯定する方向で用いている傾向にある(前掲東京地判[主戦場一審]、前掲東京地判[逮捕動画一審]、前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載]、東京地判[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載])。従来の裁判例には、著作権者の経済的な不利益とは関連の薄い点に着目して引用の成否を決しているように思えるものもあった<sup>29</sup>。しかし、著作権は著作権者への経済的な利益の還流によって創作活動にインセンティブを与えるものであるとすれば、著作権の行使を制限すべきかの判断においては、著作権者の経済的な不利益の多寡が重要な位置を占めると考えられる<sup>30</sup>。このような観点から、著作権者の経済的な不利益に着目する近時の裁判例の傾向は正当なものと考えられる。

そこで、次に、著作権者の経済的不利益に着目して、裁判例の分析を行う。

## 2 著作権者の経済的不利益に着目した整理

まず、当該利用が著作権者に与える経済的不利益を考えるうえで重要な視点として、利用される著作物の経済的な取引単位の全部の利用であるか

<sup>29</sup> 例えば、作者の制作意図を考慮するものとして、東京地判平成 19.4.12 平成 18(ワ)15024[創価学会写真ウェブ掲載](この点について、平澤卓人[判批]知的財産法政策学研究 17 号(2007)208-212 頁)。

<sup>30</sup> この点を考慮する重要性を説いていたものとして、上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」森泉章刊行委員代表『著作権法と民法の現代的課題』(半田正夫先生古稀記念論集、2003、法学書院)327 頁。

一部の利用にとどまるのかという点がある<sup>31</sup>。

従来の裁判例でも、適法な引用と認められた裁判例には、言語の著作物の取引単位(書籍、論文)の一部のみ利用にとどまるものがいくつかあった(東京地判平成 10. 10. 30 判時 1674 号 132 頁[小さな悪魔の背中のかげみ]、東京高判平成 12. 4. 25 判時 1724 号 124 頁[脱ゴーマニズム宣言控訴審]<sup>32</sup>)。

他方で、引用される著作物の取引単位の全体を利用している事案について、ほとんどの裁判例が適法な引用に該当しないとの結論に達していた(絵画につき東京高判昭和 60. 10. 17 判時 1176 号 34 頁[レオナルド・ダ・ヴィンチ美術全集事件控訴審]、東京地判平成 10. 2. 20 判時 1643 号 176 頁[バーンズ・コレクション]、東京地判平成 21. 11. 26 平成 20(ワ)31480[オークションカタログⅠ]、東京地判平成 25. 12. 20 平成 24(ワ)268[オークションカタログⅡ一審]、知財高判平成 28. 6. 22 判時 2318 号 81 頁[同控訴審]、エスキースにつき東京高判平成 13. 9. 18 平成 12(ネ)4816[建築エスキース控訴審]、ピクトグラムにつき大阪地判平成 27. 9. 24 判時 2348 号 62 頁[ピクトグラム]、写真につき東京地判平成 15. 2. 26 判時 1826 号 117 頁[創価学会写真ビラ一審]、前掲東京地判[創価学会写真ウェブ掲載]、東京地判平成 23. 2. 9 平成 21(ワ)25767・36771[都議会議員批判ビラ]、東京地判平成 27. 11. 30 平成 27(ワ)18859[創価学会名誉会長写真 Yahoo!知恵袋掲載(発信者情報開示)]、東京地判平成 31. 4. 10 平成 30(ワ)38052[創価学会名誉

---

<sup>31</sup> 一部引用か全部引用かについて、従来は主従関係の要件において考慮されてきたが、著作権法 32 条 1 項の文言に立ち返って判断することになれば「正当な範囲内」において考慮できることを指摘していたものとして、上野/前掲注 30・321-327 頁。同様の点を「正当な範囲内」において考慮するものとして、島並良ほか『著作権法入門』(第 4 版、2024、有斐閣) 195 頁(島並良執筆部分)、東海林保「引用の抗弁」高部眞規子編『最新裁判実務大系 第 11 巻 知的財産権訴訟Ⅱ』(2018、青林書院) 718 頁、谷川和幸「研究・論文における著作物利用と著作権」上野達弘編『教育現場と研究者のための著作権ガイド』(2021、有斐閣) 175 頁。

<sup>32</sup> 同判決は、「…引用された控訴人カットは、控訴人漫画のごく一部にすぎないことを明示的に考慮している。この点を重視するものとして、高部眞規子「著作権の制限」第二東京弁護士会知的財産権法研究会編『著作権法の新論点』(2008、商事法務) 327 頁。また、漫画が視覚的な要素に加えて経時的要素があるために一部引用になりやすい点を指摘するものとして、上野達弘[判批] 斉藤博=半田正夫編『著作権判例百選』(第 3 版、2001、有斐閣) 167 頁。

会長研修道場等写真(発信者情報開示)、東京地判令和 2. 12. 9 令和 2(ワ) 12113[創価学会自動車写真(発信者情報開示)]、詩につき東京地判平成 12. 2. 29 判時 1715 号 76 頁[中田英寿一審]、東京高判平成 12. 12. 25 判時 1743 号 130 頁[同控訴審]、東京地判平成 16. 5. 31 判時 1936 号 140 頁[XO 醬男と杏仁女一審]、動画につき東京地判平成 24. 9. 28 判タ 1407 号 368 頁[霊言]、懲戒請求書の文章につき前掲東京地判[懲戒請求書一審])。

ただし、当該著作物の取引単位の全体を利用していると見られる事案においても、当該利用が著作権者の著作物の利用と競合することがおよそ考えにくいと思われる場面では適法な引用と認める裁判例もあった(前掲知財高判[美術鑑定書 I 控訴審]<sup>33</sup>、東京地判平成 26. 5. 30 平成 22(ワ)27449 [美術鑑定書 II])<sup>34</sup>。

これらの傾向は、2022 年以降も大きく変わるものではない。

すなわち、言語の著作物でも、取引単位から見て一部の利用にとどまる場合には適法な引用と認めるものが散見される。

例えば、前掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載]は、「本件添付画像は、本件アドバイスブックの約 2 頁分(表紙除く。)であり、その本文の記載内容から本件アドバイスブックの具体的な内容を十分に読み取ることまではできないことを踏まえると、原告に与える経済的損失は限定的であるといえる」と説示し、アドバイスブックの一部のみを掲載した事案について適法な引用と認めている。

また、前掲東京地判[「声字即実相の神示」広報誌掲載一審]も、「本件著作物の量は、数千頁にも及ぶ『生命の真相』のうち僅か 2 頁のものにすぎ

---

<sup>33</sup> 同判決では、本件各コピー部分のみが分離して利用に供されることは考えにくいことや、本件各鑑定証書が本件各絵画と別に流通することも考えにくいことが認定されている。平澤卓人[判批]知的財産法政策学研究 43 号(2013)339 頁、陳信至「著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成(3)－権利制約メニューとしての引用の制限規定、著作物性、類似性について－」知的財産法政策学研究 57 号(2020) 105 頁参照。

<sup>34</sup> また、大阪地判平成 25. 7. 16 平成 24(ワ)10890[新おかやま国際化推進プランパンフレット]もイラスト全体の掲載について適法な引用としているが、同事案は前段階のパンフレットについて利用許諾があるという特殊性がある。この点について、青木大也[判批]ジュリスト 1460 号(2013)109 頁、松井/前掲注 5・276 頁脚注 77。

ないことも説示しながら、「生命の實相」のうち「声字即実相の神示」部分を掲載したことを適法な引用としている<sup>35</sup>。

動画についても、元の著作物の一部を利用したものとして適法な引用と認めるものがある(前掲東京地判[主戦場一審]、前掲知財高判[同控訴審])。また、動画から静止画を切り出して利用したものについて、適法な引用にあたる可能性を認めたものがある(前掲東京地判[施術画像X掲載(発信者情報開示)])。

他方で、写真の事案については、大多数の裁判例が引用を否定しており、漫画やイラストの事案も引用を否定したものが多い。

ただし、全体の利用に近い利用についても、引用を認めた裁判例がいくつか存在する。

まず、ツイッターで投稿されたツイートをスクリーンショットで自己のツイートに掲載する場合には、ツイートの文章やアイコン、プロフィール画像について適法な引用と認めた裁判例が多い(ツイートの文章につき前掲東京地判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載(発信者情報開示)]、前掲知財高判[同控訴審]、前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、アイコン、プロフィール画像につき、前掲東京地判[イラストアイコンツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[イラストアイコンツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)])。また、インスタグラムアカウントのアイコン写真(前掲神戸地姫路支決[アイコン写真動画掲載仮処分])、フェイスブック投稿の写真(前掲東京地判[主戦場一審]、前掲知財高判[同控訴審])についても引用を認めたものがある。

これらの事案では、利用された部分を超える全体が観念しにくいと、著作物の取引単位の全部の引用に該当するようにも思える。これらの事案において、適法な引用が認められた実質的な理由として、以下の2つが考えられよう。

1つ目は、利用される著作物の性質である。ツイッターに掲載された文章はさほど長いものではなく、その集合体として利用される場合はともか

---

<sup>35</sup> この説示は前掲知財高判[同控訴審]においても維持されている。

く、ツイートの単位で利用されることによって経済的な収益を上げることが考えにくいように思われる<sup>36</sup>。アイコンやプロフィール画像については、より微妙ではあるものの、それ独自に利益を得ることは難しいであろう。そうすると、他人によってこれらの著作物が利用されたとしても、著作権者が得るべき経済的利益が得られなくなっているとはいいいくところがある。実際に、これらの判決には、著作権者に経済的な不利益が生じたものとはうかがわれないと説示するものがある(前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)])<sup>37</sup>。

2つ目は、ツイッター等に自ら掲載したことによる特殊性である。ツイッターに掲載した著作物については、リツイート等で拡散され、他人から賛同もしくは批判されることをある程度予定していたものということができる。そうだとすれば、スクリーンショットなど意図しない形でツイッター上において利用されることによる追加的な経済的不利益は極めて小さいものであるように思われる。この点については、前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]において、「ツイッターはいわゆるソーシャルメディアであり、投稿されたツイートがインタ

---

<sup>36</sup> これらの訴訟では、スクリーンショットされることで投稿者の意に反しネット上に残り続けるという不利益(前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]における被控訴人の主張)、自己のツイートについてプロフィール画像を変更することが妨げられる不利益(前掲知財高判[イラストアイコンツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]における控訴人の主張)、引用された場合にそのことが投稿者に通知されない不利益(前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]における控訴人の主張)が主張されているが、これらの利益を著作権法は保護していないように思われる。なお、著作権者の不利益として、著作物が自分の意に反して利用されることを容認させられるというものを観念しつつ、このような不利益は表現の自由との関係を調整する 32 条 1 項ではさほど重視すべきでないことを指摘するものとして、前田哲男『「引用」の抗弁について』コピーライト 680 号(2017)15-16 頁。

<sup>37</sup> ツイッターに関するものではないが、俳句のような短い文芸作品について、個々の作品が単体で一般市場における取引の対象となることは稀であることを理由に全部引用の可能性を認めるものとして、横山久芳「引用規定の解釈のあり方とパロディについて」中山信弘＝金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けてーコンテンツと著作権法の役割ー』(2017、信山社) 359 頁。

ーネット上で広く共有されて批評の対象となることも当然に予定されているといえる」と明示的に考慮されている<sup>38</sup>。

この2つの理由が組み合わされて適法な引用を認めているとすれば、引用される著作物がツイッターに掲載されていることのみをもって、適法な引用が認められるわけではないことになる。この点について、前掲東京地判[漫画ツイッター掲載(発信者情報開示)]、前掲大阪地判[モデル写真ツイッター掲載]は、ツイッターに掲載された漫画や写真の利用を適法な引用とは認めなかったが、これは利用された漫画・写真が利用された部分だけでも取引単位を構成し得るものであり、著作権者の不利益を無視できなかった事案のようにも思われる。

より微妙な事案としては、前掲知財高判[トレース指摘ツイート控訴審(発信者情報開示)]である。この事案は、イラスト全体の利用の事案であり、かつ原告はツイッターを利用してイラストを販売していることが認定されており、その意味では当該イラストの利用によって経済的な不利益を受ける可能性はある事案と考えられる。控訴審判決は、『本件被控訴人イラスト1が、乙1の2イラストを、トレースして作成されたものである』という事実は真実である蓋然性が高い」ことを前提に、「被控訴人が本件被控訴人イラスト2を投稿したツイートの画像である本件投稿画像1-2-1をそのまま、比較対象となる乙2の3写真を含む本件投稿画像1-2-2とともに利用することは、出展を示唆した上で、イラストと写真の類似性を検証するために必要であり、かつ、文章のみで表現するよりも客観性を担保できる態様で利用されているということが出来る」としている。このようにトレースしたことの蓋然性が高いことを前提にそのことを明らかにするために当該イラストの利用が必要とされたものである<sup>39</sup>。そうすると、

---

<sup>38</sup> 泉/前掲注6・51頁は、端末の簡単な操作で簡易・迅速に、かつ短時間の間に大量にやりとりがされることが一般的である SNS の特性を考慮し、全文を引用したうえでのごく短い投稿も「正当な範囲内」であると論じている。また、この点については福岡大学の演習 I の授業(2024年6月13日)における受講者の発言からも示唆を受けており、記して感謝申し上げる。

<sup>39</sup> 本件について、トレースを指摘、批評するために本件原告イラストそれ自体を利用する必要性が高く、他のイラストで代替しにくいことを指摘するものとして、谷川/前掲注6・177頁。

著作権者の不利益を考慮しても利用の必要性が上回る事案であったと考えることもできよう。

また、前掲東京地判[逮捕動画一審]の原告動画1も限界線上のものと思われる。これは元の著作物である本件逮捕動画が11分24秒から成る動画であるところ、利用している原告動画1では5分半程度の本件逮捕動画を利用した場面がある。そうすると、元の動画の半分程度の利用がなされていた事案であったが、判決は「その被害を明らかにするために必要な限度で利用されたものである」とし、「被告に実質的な不利益が生じたことともうかがわれない」としている。判決では、本件逮捕動画が遅くとも平成30年9月末頃に削除されたことも指摘しているが、再度アップロードすることも考えられることからこの点のみで経済的不利益が生じないとはいいいにくい。ただし、同事件は本件逮捕動画が肖像権を侵害するものと認定されており、本件逮捕動画をアップロードされることによる被害を明らかにするという必要性があり、本件逮捕動画以外で代替することが不可能という事情がある。また、原告の逮捕の状況を記録した映像は本件逮捕動画しかないとするれば、原告が不当に逮捕されたことを広く知らしめるためには、本件逮捕動画を用いざるを得ないとも考えられる。これらの点からすれば、著作権者の不利益を生じさせてもやむを得ない程度の本件逮捕動画を用いる高度の必要性があった事案ということができそうである。

この他、写真についても、写真全体の引用を認める判決がいくつかある。そのうち、前掲東京地判[仮処分申立書写真ツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[同控訴審]は写真の引用を認めているが、一審判決は当該写真の著作物性を否定しており、著作権法が問題とする経済的な不利益が発生していない事案と整理できよう。他方で、前掲東京地判[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載]は著作物性が否定されていない事案であるものの、写真の構図が総じてありふれていることや、被告が掲載したものが全体として不鮮明であることが認定された事案であった。さらに、原告著作物たる写真が報道用のものであり事実を伝達する性質が強いものということではある。これらの事情から、通常の写真全体を利用する事案とは区別でき、同判決も認めるように原告が同利用により経済的利益を得る機会を失ったとはいいいにくい事案であったと考えられる。

以上のとおり、近時の判決において適法な引用と認めた裁判例の多くは、

当該著作物の取引単位の一部の利用にとどまる事案か、全体であっても当該利用によって著作権者が受ける経済的不利益が比較的小さい事案であったように思われる。

### 3 利用の必要性に着目した整理

#### (1) 従前の裁判例の傾向

2022年より前の引用に関する裁判例を見ると、適法な引用を認めたものは当該著作物を批評する目的で利用した事案が多かった(東京高判平成5.12.1平成4(ネ)765[雑誌「諸君!」反論文掲載請求控訴審]、水戸地龍ヶ崎支判平成11.5.17判タ1031号235頁[飛鳥昭雄の大真実!?]、東京地判平成11.8.31判時1702号145頁[脱ゴーマニズム宣言一審]、前掲東京高判[同控訴審]、前掲東京地判[#KuToo一審])<sup>40</sup>。

また、報道目的で適法な引用を認めた裁判例もいくつかある(東京地判平成26.7.16平成25(ワ)15147[ブログ記事ウェブ配信]、東京地判平成27.3.30平成25(ワ)14702[ブログ記事フジテレビ放送]、東京地判平成27.9.14平成25(ワ)12178[ブログ記事夕刊紙掲載])。

著作権法32条1項に挙げられている研究に近いものとしては、一定の主張を展開するにあたり、そのような主張が学界において否定されている歴史的事情を述べるための利用を適法な引用と認めた裁判例(前掲東京地判[小さな悪魔の背中の窪み])、通販業界の内実を紹介する書籍における売上高についての図表の利用を適法な引用と認めた裁判例(著作物性を否定しており傍論であるが、東京地判平成22.1.27平成20(ワ)32148[通販業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本])がある。少し特殊であるが、岡山県の事業を紹介する目的で適法な引用と認めた裁判例もある(前掲大阪地判[新おかやま国際化推進プランパンフレット])<sup>41</sup>。

ただし、批評等の目的の場合であっても、当該著作物を利用する必然性がないとして、適法な引用と認めない裁判例もある(小説中で登場人物の心情を描写する目的での詩の利用の事案であるが、前掲東京地判[XO 醬男と杏仁女一審]、被写体の行動を批判する目的での写真の利用について、

---

<sup>40</sup> 陳/前掲注33・89頁。

<sup>41</sup> 同判決の特殊性につき、松井/前掲注5・276頁。

前掲東京地判[創価学会写真ウェブ掲載]、議員を批判するピラに当該議員の写真に掲載した前掲東京地判[都議会議員批判ピラ]、拍手が少ないことの指摘等のための写真の利用について、東京地判令和 1.7.30 平成 31(ワ)8400[創価学会幹部会写真掲載(発信者情報開示)]、夜景を見るのが好きなことを記載したブログにおいて夜景の写真に掲載したことについて、東京地判令和 2.9.25 令和 2(ワ)9105[りんくうゲートタワー夜景(発信者情報開示)]<sup>42</sup>。特に、当該写真の被写体の違和感や人々の視線の高さが不自然であることを指摘するために当該写真を用いる場合ですら、引用する必要性が高いとはいえないなどとして適法な引用と認めなかった裁判例があった(前掲東京地判[創価学会名誉会長研修道場等写真(発信者情報開示)])<sup>43</sup>。

この他、被写体の誹謗中傷が目的であるとされた写真の利用、被写体の容姿について感想を述べるための利用については、適法な引用と認めない裁判例が複数あった(東京地判令和 3.10.26 令和 3(ワ)8702[ホストラブ関東(発信者情報開示)]、東京地判令和 3.12.23 令和 3(ワ)21014[ウェブサイト投稿記事(発信者情報開示)])。製品の批判のための原告ウェブサイトの内容等の利用について、公益を図る目的でされたものとは認められないとして引用の主張を認めなかったものもある(大阪地判平成 29.3.21 平成 28(ワ)7393[アクシスフォーマー])。

加えて、利用の目的に照らして過大な利用の場合には、適法な引用とは認めないものが多かった(東京地判平成 26.1.27 平成 25(ワ)18124[やっぱりハッピーでえ〜(発信者情報開示)]、東京地判平成 28.12.26 平成 26(ワ)22016[労働事件ウェブサイト記事]、東京地判平成 30.1.30 平成 29(ワ)37117[サルでもわかるワールドメイト入門(発信者情報開示)]、前掲東京地判[懲戒請求書一審]<sup>44</sup>)。

<sup>42</sup> 引用の必然性、不可欠性、必要最小限度性を「公正な慣行に合致」の要件で考慮するものとして、渋谷達紀『著作権法』(2013、中央経済社)247頁。

<sup>43</sup> 同判決に対し、同事案は写真自体を示さなければ批評、意見の意義を説得的に伝えることはできないとして適法な引用にあたらなかった判断を批判するものとして、松井/前掲注5・277-278頁。

<sup>44</sup> 同判決のこの点についての判断に対する批判として、木下昌彦「著作物を公表する自由と公表しない自由—公共の利害に係る未公表著作物の公表は違法か」高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』(2022、有斐閣)42頁。

また、批評よりも当該著作物を認識させることに主眼があるとみられる利用態様については、主従関係がない、又は目的上正当な範囲内の利用ではないことを理由に、適法な引用にあたらぬとするものが多数であった（前掲東京地判[バーズ・コレクション]、前掲東京地判[中田英寿一審]、前掲東京高判[建築エスキース控訴審]、東京地判平成 16. 3. 11 判時 1893 号 131 頁[ファンブック罪に濡れたふたり一審]<sup>45</sup>、東京地判令和 1. 6. 26 平成 31(ワ)1955[横浜ベイブリッジ写真(発信者情報開示)]<sup>46</sup>。

なお、報道、批評、研究以外の目的での利用については、鑑定証書の偽造防止の目的での絵画のカラーコピーの鑑定証書への添付を許容した前掲知財高判[美術鑑定書Ⅰ控訴審]が登場したが、同判決に対しては批判も多かった<sup>47</sup>(前掲東京地判[美術鑑定書Ⅱ]も同じ)<sup>48</sup>。

## (2) 2022 年以降の裁判例の傾向

2022 年以降の裁判例においても、写真を利用する目的が当該写真を認識させることにある事案については、従前と同様に適法な引用と認めないものが多数を占めている(前掲東京地判[スカイビル等夜景写真ウェブ掲載(発信者情報開示)]、前掲東京地判[暗峠等夜景写真ウェブ掲載(発信者

---

<sup>45</sup> 同判決は「本件各対談記事を閲覧させること自体を目的とするものであったと解さざるを得ない」と認定している。

<sup>46</sup> 紹介目的の場合に主従関係が認められにくいことを指摘するものとして、谷川／前掲注 31・170 頁。

<sup>47</sup> 作花文雄『『引用』概念による公正利用と法制度上の課題－『美術品鑑定証書』事件における引用要件の混迷－』コピーライト 605 号(2011)34 頁、井関涼子[判批]ジュリスト 1420 号(平成 22 年度重要判例解説、2011)335 頁、張睿映[判批]新・判例解説 Watch 10 号(2012)250 頁、駒田泰土ほか『知的財産法Ⅱ 著作権法』(2016、有斐閣)125-126 頁(潮海久雄執筆部分)、潮海久雄「大量デジタル情報の利活用におけるフェアユース規定の役割の拡大－著作権法(個別制限規定)の没落と自生的規範の勃興－」中山＝金子編・前掲注 37・233 頁、横山／前掲注 37・347 頁。

<sup>48</sup> なお、谷川和幸「東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和 2 年)」知的財産法政策学研究 68 号(2023)16-20 頁によると、写真の撮影方法を質問するにあたり写真のイメージを伝える目的での写真の掲載を適法な引用とした令和 2 年 1 月 31 日の札幌地裁判決、令和 2 年 10 月 9 日の札幌高裁判決があるとのことである。

情報開示]、前掲東京地判[工場夜景写真ブログ掲載(発信者情報開示)]。]

また、被写体の行動を揶揄、中傷するための写真の利用の事案については、引用の主張を認めないものが多く存在する(前掲東京地判[写真電子掲示板掲載(ソフトバンク発信者情報開示)]、前掲東京地判[写真投稿サイト掲載(ニフティ発信者情報開示)]、前掲東京地判[写真電子掲示板掲載(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ発信者情報開示)]、前掲東京地判[写真投稿サイト掲載(KDDI 発信者情報開示)]、前掲東京地判[SNS 動画ウェブ掲載(発信者情報開示)]、前掲東京地判[肖像写真「暇な空白チャンネル」掲載]。これらの多くは、当該写真を利用する必要性に乏しく、写真全体を利用されることによる著作権者の不利益を超える利用の必要性が認められなかった事案と整理できるかもしれない。

他方で、利用の目的が批評であることを指摘したうえで、適法な引用と認めるものが多数存在している(前掲知財高判[トレース指摘ツイート控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲東京地判[仮処分申立書写真ツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、前掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載]、前掲東京地判[施術画像X掲載(発信者情報開示)]。]

もともと、従前の裁判例からすると、その利用の目的に照らし、当該著作物を用いる必要があるのか微妙な事案についても適法な引用と認められたものも見受けられる。

まず、前掲東京地判[「声字即実相の神示」広報誌掲載一審]は、利用する著作物の発刊をたたえる目的での引用を認めている。元の著作物をたたえるという目的は、当該著作物を批判、批評する場合に比べて著作権者の許諾を得ることが典型的には容易のようにも思えるため、引用を認める必要があるのかという疑問もあり得る<sup>49</sup>。ただし、この事案では、被告が「『生

<sup>49</sup> フェア・ユースを与えるべき場合の要件として市場の失敗を位置付け、拡散させたくない動機を市場を信用できない一類型と位置付けるものとして、Wendy J. Gordon, *Fair Use as Market Failure: A Structural and Economic Analysis of the Betamax Case and its Predecessors*, 82 COLUMBIA L. REV. 1600, 1614 (1982). 村井麻衣子「フェア・ユ

命の真相』全 65 巻の第一巻が…〈総説編・真相編〉であったにもかかわらず、〈真相編〉を〈光明編〉に変えて発刊するという情報を聞き、大変驚きました。」といった文を記載しており、当該著作物の扱いの変更を論評するといった批評に近い目的もあったとうかがえる事案だったように思われる。また、同事案は個人的広報誌へ掲載し広報誌の読者に 500 部を配布したというものであり、インターネット上の利用と比べると著作権者の経済的不利益が相対的には小さかったとも考えられる。

次に、前掲東京地判[逮捕動画一審]は、動画の利用の目的について、一審判決は「被告がモザイクや音声の加工等を施さないまま、現行犯逮捕された原告の容ぼう等をそのまま晒す本件逮捕動画を YouTube に投稿したことを明らかにするため」(原告動画 1)、「原告は、被告が現金 10 万円を募金しているのに、原告には裁判で 1 円も払わないと反論していることを表現するため」(原告動画 3)と認定したうえで、適法な引用と認めている。前述のように、これらの目的は批評や報道に近いものとも考えられるが、他の引用が認められた裁判例の目的とはやや異なる目的とも考えられるところである。また、前述した前掲東京地判[創価学会名誉会長研修道場等写真(発信者情報開示)]のような考え方からすれば引用の必要性が高くないとも判断され得る事案のようにも思えるが、判決はこの点を全く問題としていない。

さらに、前掲東京地判[主戦場一審]は、被告 F が従軍慰安婦問題について関心を持ったきっかけとなった動画やその動画を作成した人物について紹介、参照したり、取材した人物の映像を映す途中で同人の発言に関係する行動を紹介、批評したりする目的での利用とされたが、判決は問題となった 6 つの動画を映画において全て用いる必要性があったかを厳密に検討せず、「上記目的とこれらの動画の利用は関連性がある」と認定し、適法な引用としている。このように、同判決は、当該著作物を利用する必要性や必然性を厳密に問題としていないという特徴があるように思われる。かなり微妙な事案だと思われるが、長時間にわたる映画のごく一部のみに使用されていること、かつ使用された映像が YouTube に掲載されたもので

---

一スにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論(2)」知的財産法政策学研究 46 号(2015)106-108 頁も参照。

あり元の映像の一部にとどまることから、著作権者の当該映像の利用を妨げず経済的不利益が小さい事案であったと整理できるかもしれない。同判決も「本件利用映像等 1 から 6 の利用が…著作権を有する本件各外部映像等の利用を妨げたり、本件各外部映像等について有する利益を害したりするような事情も認められない」と判示している。

また、前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]のうち、本件投稿 1 は「この方です」に顔文字を付した投稿に、本件投稿 2 は「私に対してのリプ/何もしてないのに」に顔文字を付した投稿にそれぞれ原告ツイートのスクリーンショット画像が付されたものについて適法な引用にあたる可能性があるとしている。従来の裁判例からすると、引用する側のコメントが短く、原告著作物を認識させることに主眼があるものとして、適法な引用と認めにくい類型のようにも思われる。この点は、前述したように、著作権者に与える経済的不利益が観念しにくく、かつ原告の著作物がツイッターに掲載されたものとして、賛同や批判を受けることを予定していたという特殊性に起因するものと理解した方がよさそうである。

この他、ツイッターのプロフィール画像については、以前の裁判例と比べて引用の成立を認める傾向が見られる。以前の裁判例には、原告が本件アカウントのユーザーをブロックしたことを繰り返し非難したうえで、原告が販売するリキッドの購入について注意を呼びかける投稿をするうえで、原告アカウントが本件アカウントのユーザーをブロックしている画面のスクリーンショット(本件プロフィール画像等が含まれている)を掲載した事案について、本件プロフィール画像の掲載の必要性はなかったとして適法な引用に該当しないと判断したものがあつた(東京地判令和 2. 2. 12 令和元(ワ)22576[フレーバーリキッド(発信者情報開示)])。これに対し、近時の前掲東京地判[イラストアイコンツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[イラストアイコンツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]は、ツイートの内容を批判するためにスクリーンショットをした事案について、プロフィール画像の利用を適法な引用と認めている。このように、以前は引用の必要性を否定していたプロフィール画像等の利用類型について、近時の裁判例は適法な引用と認めており、この点は引用の

必要性をより緩やかに解していると捉えることができよう。

より重要なのは、前掲東京地判[聖教新聞掲載写真ツイッター掲載]の判断である。この事案のうち、写真を掲載した投稿記事1についての本文の記載は「最凶タグ」のみである。このような短いコメントで引用を認めている点では、前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]とも共通するものの、文章ではなく写真全体について引用を認めた点で異なっている。また、利用される著作物がツイッター等に掲載され、賛同や批評のため利用されることを予定したものでもない。被告の他のツイートも原告を批判、批評するものが多数あるものの、問題となった写真について言及する他のツイートが存在するという認定はない。前述したように、写真の構図がありふれていること、全体が不鮮明で細部が捨棄されていること、事実を伝達するために撮影された報道的性格の強いものであること等の事情を踏まえた判決と理解できる。

他方で、著作権者の経済的な不利益を無視できない事案においては、従前と同じく引用を否定している。例えば、前掲東京地判[聖教新聞座談会記事ツイッター掲載(発信者情報開示)]は、利用の目的は批判にあったとうかがわれるとしつつ、座談会記事の全体を画像として添付する必要性があったとはいいがたいとして引用を否定した。また、前掲東京地判[「チラシの裏」ブロッグー審]も、動画の内容を批評する面があるとしつつ、映像からキャプチャした静止画が多数に上っていた(各記事に30～60枚)事案について引用を否定している。

以上のように整理すると、2022年以降の傾向として、引用の必要性を厳密に問わず引用の適法性を判断する傾向が強くなっているように思える。ただし、近時の著作権者への経済的が大きいのと思われる事案においては従来と同様に適法な引用にあたらぬとしている裁判例も多いことにも注意を要する。

引用の必要性を厳密に要求すると、当該文献を引用せずとも論文執筆が可能な場合などにも引用が認められないことにもなりかねず、他人の著作物を利用できる場合が限定されるおそれがある<sup>50</sup>。また裁判官がどのよう

---

<sup>50</sup> 引用の必要性、必然性を要求した場合の不都合について、上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討—日本版フェア・ユースの可能性—」コピライト 560

な場合に引用の必要性があると判断するか予測できず、利用者に与える萎縮効果が強くなるおそれもある<sup>51</sup>。これは表現の自由の保障という観点では問題がある。利用の必要性を厳密に問わない近時の裁判例の傾向は正当なものと考えられる。とはいえ、著作権者に与える経済的な不利益が大きい事案では、当該著作物を用いる相応の理由が必要となるように思われる<sup>52</sup>。

#### 4 公正な慣行に合致

引用が争われた従来の裁判例は、何が公正な慣行であるかを認定せず、その利用態様に着目して「公正な慣行に合致」するか判断する傾向にあった<sup>53</sup>。同要件について、慣行の存在と慣行の公正さを審理する必要があるとすれば、審理の負担が大きいことも指摘されていた<sup>54</sup>。

近年、「公正な慣行に合致」の要件で争いになったのは、ツイッターにおける他人のツイートの利用について、スクリーンショットの方法で利用できるかという点である。前掲東京地判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載一審(発信者情報開示)]は、ツイッターが他人のコンテンツを引用する手順として引用ツイートという方法を設けているとして、スクリーンショットの方法によることはツイッターの規約に反し公正な慣行に合致するものと認めることはできないとした。これに対し、同判決の控訴審判決を含め、多くの判決はツイッターの運営者の方針で引用の適法性は左右されないとしている(利用規約に違反する事情はうかがえないことも指摘しているが、前掲知財高判[プロフィール画像ツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[イラストアイコンツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、前掲知財高判[発信者情報開示関係ツイートツイ

---

号(2007)10-11 頁。必然性を要求すると、文芸、学術活動に支障を生じさせる可能性を指摘するものとして、作花文雄『詳解 著作権法』(第6版、2022、ぎょうせい) 352 頁。

<sup>51</sup> 引用の判断において、引用する必要性や必要最小限度性を要求することは不当であり、表現の自由を萎縮させる要因となり得ることを指摘するものとして、中山信弘『著作権法』(第4版、2023、有斐閣) 421-422 頁。

<sup>52</sup> 平澤/前掲注2・314 頁。

<sup>53</sup> 平澤/前掲注2・301 頁。

<sup>54</sup> 飯村敏明「裁判例における引用の基準について」著作権研究 26 号(1999)95-96 頁。

ッター掲載控訴審(発信者情報開示))。引用が批評を行う者の表現の自由に関わるものであることからすれば、プラットフォーム事業者の規約のみで適法性が左右されることは妥当ではなく、これらの結論は正しいと思われる<sup>55</sup>。

次に、当該利用態様における実際の慣行をどこまで考慮するかについて検討する。2022年以降の裁判例を見ると、実際の慣行を証拠から認定して考慮したものも存在する。前掲知財高判[トレース指摘ツイート控訴審(発信者情報開示)]は、「証拠…によると、第三者が著作権を有するイラストや写真をトレースすることにより、イラスト等を作成した可能性がある旨の事実を主張する場合に、記事中に、[1] 問題となるイラスト等とトレース元と考えられるイラスト等を、比較するためにそのまま又は比較に必要な部分において示すことや、[2] 2枚のイラストを重ね合わせて示すことは広く行われていることである」としている。また、前掲知財高判[イラストアイコンツイート掲載控訴審(発信者情報開示)]も「現にそのように他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為は、ツイッター上で多数行われているところである」ことを考慮している。

他方で、多くの判決は、実際の慣行を考慮せず、利用の方法や態様に着目して「公正な慣行に合致」しているか判断している(引用する部分を区別していること、出所の明示を考慮するものとして前掲東京地判[「声字即実相の神示」広報誌掲載一審]、改変の有無、経済的損失の有無等を考慮するものとして、前掲知財高判[休憩仮眠ツイートツイッター掲載控訴審(発信者情報開示)]、出所明示、被引用著作物と引用する側の著作物の内

---

<sup>55</sup> 前掲東京地判[発信者情報開示関係ツイートツイッター掲載一審(発信者情報開示)]がツイッターの規約を考慮した点について、表現の自由という憲法上の価値にも関わる著作権法 32 条 1 項の趣旨に沿わないと指摘するものとして、澤田/前掲注 7・37 頁。利用規約に定める方法でのみの利用しか許されないとすると、元ツイートが削除された場合等に不都合が生じ、表現の自由に対する制約が大きいかを指摘するものとして、小林/前掲注 7・9 頁。ツイッターの規約を「公正な慣行」として考慮することについて、特定の公表媒体によって設定されたルールに従うものに制約されてしまうことを批判するものとして、小泉直樹ほか『条解 著作権法』(2023、弘文堂)436 頁(茶園成樹執筆部分)。これに対し、規約が総合判断における 1 つの事情になり得る可能性を指摘するものとして、小口五大「最近の著作権判例について」コピライト 755 号(2024)19 頁。

容、目的、掲載態様を考慮するものとして、前掲東京地判[仮処分申立書写真ツイッター掲載一審(発信者情報開示)]、明瞭区別性、主従関係、経済的損失の有無、出所明示を考慮するものとして、前掲岐阜地判[アドバイスブックツイッター掲載]。)

特に、前掲東京地判[主戦場一審]や前掲東京地判[逮捕動画一審]は、その利用目的、必要な限度での利用か、著作権者の不利益を考慮したうえで、「公正な慣行に合致」と「目的上正当な範囲内」を分けることなく、両要件を満たすとしている。前掲東京地判[主戦場一審]は、YouTube 掲載の動画等を映画中で利用した事案、前掲東京地判[逮捕動画一審]は、動画において他人の動画やイラストを利用したという事案であった。両事案とも比較的新しい利用形態で、慣行が存在するかも不明であるが、判決が慣行の有無や状況を全く問題にすることなく判断している点で興味深い。

従来から、引用の判断において既存の慣行を重視すると、著作物の新たな利用態様を適法とすることができなくなることが指摘されていた<sup>56</sup>。新たなメディアにおける表現や言論を萎縮させないためには、引用の判断において現実に存在する慣行を重視すべきではないように思われる<sup>57</sup>。その意味では、現実に存在する慣行に重きを置かない近時の裁判例の傾向は正しいものと考えられる<sup>58</sup>。

## 第4 結語

以上のとおり、2022年1月1日から2024年9月30日までの裁判例に

<sup>56</sup> オークション・サイトやパロディを例として挙げるものであるが、田村善之「著作権法 32 条 1 項の『引用』法理の現代的意義」コピライト 554 号(2007)16 頁。

<sup>57</sup> 平澤/前掲注 2・317 頁。現実の慣行により表現活動が制約されることに疑問を呈するものとして、茶園成樹「『引用』の要件について」コピライト 565 号(2008)15 頁。

<sup>58</sup> これに対し、実際に集合的な行為が存在している場合には、それとの合致を証明できたならば公正性が推定されるものと扱うべきことを論じるものとして、駒田泰士「著作権法における『公正な慣行』」大鷹一郎＝田村善之編集代表『清水節先生古稀記念論文集 多様化する知的財産権訴訟の未来へ』(2023、日本加除出版)795-796 頁。

においては、結論として適法な引用と認めるものが20件と数多い。しかも、これらの判決は知財高裁や東京地裁の複数の裁判体、それ以外の地裁等が出されたものであり、特定の裁判体に限られた傾向ともいえない。具体的な判断としても、従前の裁判例と比較すると、引用の必要性や実際の慣行への合致等を厳密に問わないことにより、従来よりも引用の余地を広く認めているように思われる。ただし、適法な引用と認めた裁判例には、著作権者に与える経済的な不利益が小さいと思われる事案が多く、写真や漫画、イラストの全体の利用にあたるような利用形態については引用の主張を認めないものが多数を占めている点に留意すべきである。また、ツイッターのようなSNS掲載の著作物は、著作権者に与える経済的な不利益が小さいことに加えて、媒体の性質上他人から賛同や批判を受けることが十分に予想され得ることも考慮され他の著作物と比較して広く引用が認められている可能性が否定できない。以上のような留保を付す必要はありそうであるものの、著作権者に与える経済的不利益を考慮しつつも引用の主張を広く認めようとする近時の傾向は、民主主義の基礎となる多様な表現の促進という観点から望ましいものと考えられる。

**【付記】** 本論文は、2024年6月27日大阪弁護士会知的財産法実務研究会、同年7月29日東京大学知的財産法研究会(共催:北海道大学知的財産法研究会)において報告した内容を加筆したものです。参加者の皆様に貴重なご意見を頂きましたことに感謝申し上げます。本研究はJSPS科研費24K16283、24K00209、JSTムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215の助成を受けたものです。